

恵庭市一般廃棄物処理基本計画

令和5年12月改訂



恵 庭 市

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の基本的事項	1
	1. 計画の位置づけ	2
第2節	恵庭市の概況	5
	1. 気象及び人口	5
	2. 産業の動向	7
第3節	廃棄物処理行政の動向	8
	1. 国の施策及び目標	8
	2. 北海道の計画及び目標	10
第2章	ごみ処理基本計画	14
第1節	ごみ処理の現況及び課題	14
	1. ごみ処理の体制とごみ組成	14
	2. ごみ処理の実績	27
	3. 施策の実施状況	36
	4. ごみ処理の評価	37
	5. ごみ処理の課題	38
第2節	計画策定の基本的考え方	39
	1. ごみ処理の理念	39
	2. 基本方針	39
	3. ごみの発生抑制・資源化目標	40
	4. 今後のごみ総排出量及び処理量の見込み	41
第3節	計画における具体的方策に関する事項	45
	1. 市民・事業者・市の役割	45
	2. 基本方針を踏まえた方策	46
第4節	収集・運搬計画に係るごみ分別の基本的な考え方	49
	1. 家庭系廃棄物	49
	2. 事業系廃棄物	49
第5節	適正な処理を実施するための基本的な計画	50
	1. 収集・運搬計画	50

2.	中間処理計画	50
3.	最終処分計画	52
第6節	ごみ処理施設の整備に関する事項	53
1.	中間処理施設及び最終処分場	53
第3章	食品ロス削減推進計画	54
第1節	計画策定の趣旨	54
1.	計画策定の背景と趣旨	54
2.	計画の位置づけ	55
3.	計画の期間	55
4.	食品ロス削減とSDGsとの関係性	56
第2節	食品ロスの現状	57
1.	食品ロスの現状(組成分析の結果)	57
2.	食品ロスに関するアンケート調査	59
第3節	計画の目指すもの	67
1.	基本理念	67
2.	施策	67
3.	各主体に期待される役割	67
4.	目標	68
第4節	食品ロス削減の施策	69
1.	施策1 「食品ロス発生抑制のための普及啓発を図ります」	69
2.	施策2 「食品廃棄物の資源循環の推進を図ります」	70
3.	施策3 「食品ロス削減のための連携を強化します」	70
第4章	生活排水処理基本計画	71
第1節	はじめに	71
1.	恵庭市の特性等	71
第2節	基本方針	72
1.	生活排水処理に係る基本的理念	72
2.	生活排水処理の基本方針	72
3.	目標年次	72
第3節	生活排水の排出の状況	73

1. 生活排水の処理体系.....	73
2. 生活排水処理施設の整備状況.....	73
3. 生活排水の状況.....	74
4. 生活排水処理に係る問題点など.....	76
第4節 生活排水の処理主体.....	77
1. 収集区域の範囲.....	77
2. 収集運搬、処理の方法.....	77
第5節 生活排水処理基本計画.....	78
1. 生活排水の処理の計画.....	78
2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	79
3. 住民に対する広報・啓発活動.....	80

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の基本的事項

一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、恵庭市（以下「本市」という。）の区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の適正な処理を行うため策定するものです。

本市では、令和2年度に焼却施設が本稼働したことなどから、令和3年度に新たな基本計画の策定を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響などから、実績ごみ量と想定ごみ量が乖離したことなどを踏まえ、今回基本計画を見直すこととしました。

計画は、「ごみ処理基本計画」と「食品ロス削減推進計画」と「生活排水処理基本計画」で構成されます。

- 「ごみ処理基本計画」は、本市が長期的・総合的視野に立って、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。
- 「食品ロス削減推進計画」は、ごみの発生抑制を進める上で重要である“食品ロス削減”に向けて、市、市民、関係機関・団体、事業者と協働し、様々な立場から主体的かつ計画的に食品ロス削減を推進していくために必要な基本的事項を定めます。
- 「生活排水処理基本計画」は、本市が長期的・総合的視野に立って、将来における生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法など、生活排水処理に係る基本的事項を定めます。

1. 計画の位置づけ

(1) 他計画との関係

本計画は、「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」などの関係法令や国及び北海道の計画に基づくものであり、本市の「第5期恵庭市総合計画」及び「第3次 恵庭市環境基本計画」に則して策定するものです。

また、本計画は10年間の計画であり、各年度の事業については「恵庭市一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

本計画の位置付けは図1-1-1-1のとおり、本計画とSDGsの関連は図1-1-1-2のとおりです。

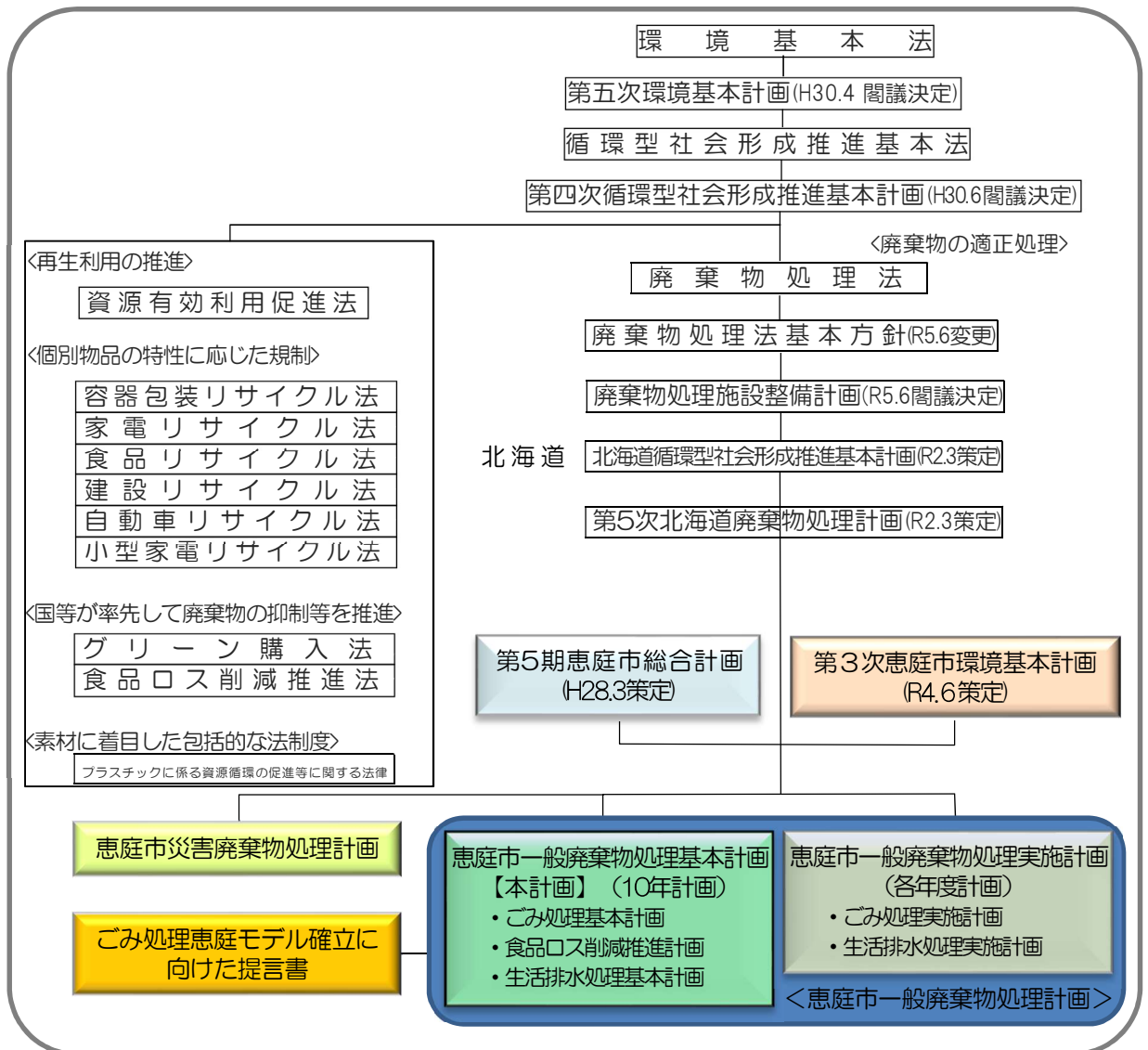


図1-1-1-1 恵庭市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

SDGsの17のゴール（目標）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○恵庭市一般廃棄物処理基本計画の取り組みに関連するSDGsの主なゴール（目標）



図1-1-1-2 恵庭市一般廃棄物処理基本計画とSDGsの関連

(2) 計画対象地域

本計画の対象区域は、本市行政区域内全域とします。

(3) 計画の範囲

本計画の範囲は、一般廃棄物とします。一般廃棄物は、「ごみ」と「生活排水」に分けられます。また、現在受け入れている産業廃棄物についても一部範囲とします。「生活排水」は、生活雑排水とし尿及び浄化槽汚泥とします。

(4) 計画期間（目標年次）

本計画の期間は、令和5年度から令和12年度末までの8年間として、各目標や指針を設定します。中間見直しは、ごみ処理に関する新たな課題や、社会情勢の変化等に対応する必要が生じた際は、適宜見直しを行うこととします。

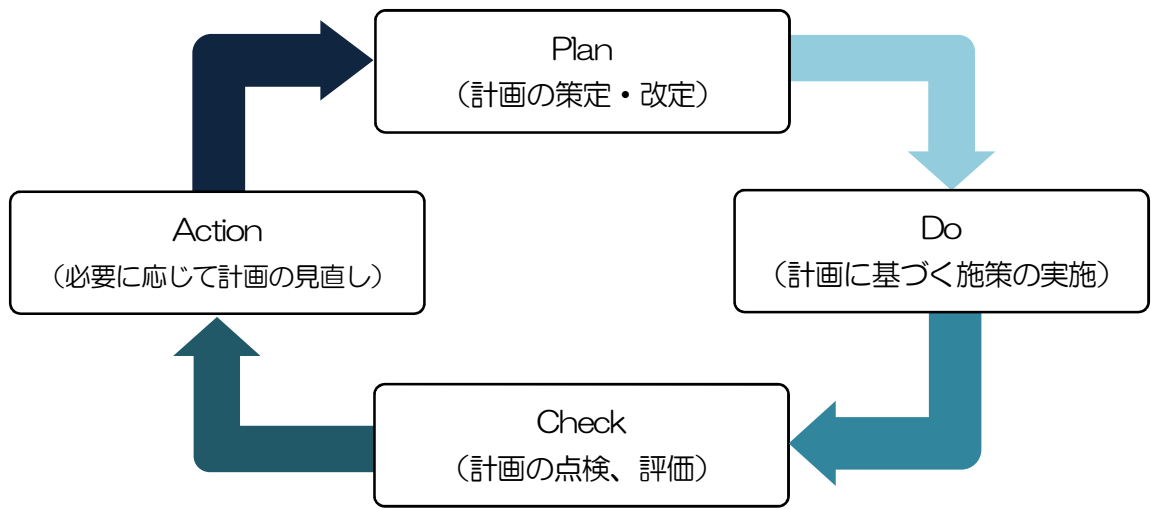


(5) 計画の進行管理

本計画は、一般廃棄物の適正な処理とともに、ごみの減量化・再資源化が図られるよう計画の推進と進行管理を行うことが必要です。

施策の実施状況や成果については、毎年度、廃棄物の処理概要にとりまとめ、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施します。

また、短期目標年次には、成果指標の達成状況についてとりまとめ、恵庭市廃棄物減量等推進審議会へ報告を行い、意見を求めます。



第2節 恵庭市の概況

1. 気象及び人口

(1) 市の概況

本市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間（東経141° 14~39'、北緯42° 47~59'）に位置し、恵まれた交通アクセスと穏やかな気候風土のあるまちです。

令和4年における本市の気象概況は、表1-2-1-1のとおり、年平均気温が7.8℃、年間降水量が1,065mm、最深積雪が154cmとなっています。



恵庭市の概要

- ・面積：294.65km²
- ・広がり：東西34km、南北23km
- ・海拔：34.1m(市役所)
- ・人口：70,069人(令和5年3月末現在)

表1-2-1-1 本市の気象概況（令和4年（2022年）恵庭島松）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均最高気温(℃)	-2.0	-0.3	4.8	12.9	18.5	19.6	25.9	24.8	23.0	16.4	10.1	0.7	25.9
平均最低気温(℃)	-13.5	-13.6	-5.2	0.3	6.8	11.8	17.6	17.1	12.1	4.5	0.0	-8.9	-13.6
日平均気温(℃)	-6.5	-6.0	0.3	6.9	12.4	15.2	21.2	20.7	17.7	10.5	5.3	-3.7	7.8
降水量(mm)	102.0	70.0	39.0	8.0	83.0	124.5	73.0	258.5	134.5	67.5	57.0	47.5	1,065
最深積雪(cm)	94	154	115	30	0	0	0	0	0	0	1	21	154

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ観測地点：恵庭島松

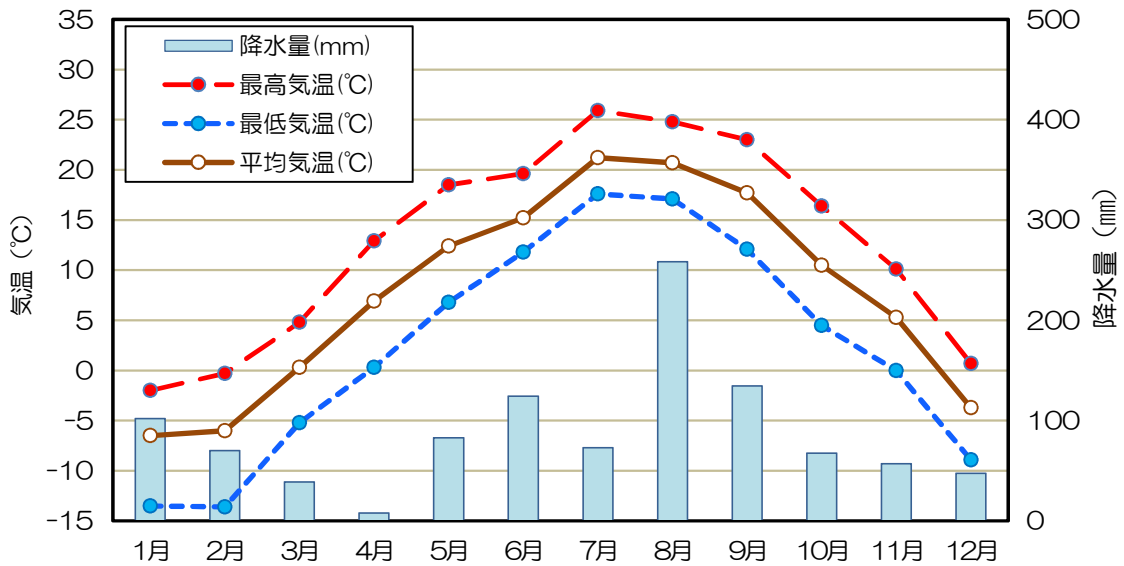


図1-2-1-1 本市の気温と降水量（令和4年 恵庭島松）

(2) 人口

本市における過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表1-2-1-2と図1-2-1-2のとおりです。

令和4年度末（令和5年3月31日）の人口は70,069人、世帯数は35,007戸で、1世帯当たりの人口は2.00人／戸となっています。

表1-2-1-2 人口及び世帯数の推移（各年度末）

年度	項目	人口(人)	世帯数(戸)	1世帯当たりの人口 (人/戸)
H25(2013)		68,751	31,066	2.21
H26(2014)		68,898	31,470	2.19
H27(2015)		68,934	31,880	2.16
H28(2016)		69,197	32,416	2.13
H29(2017)		69,447	32,867	2.11
H30(2018)		69,626	33,331	2.09
R1/H31(2019)		69,900	33,779	2.07
R2(2020)		69,994	34,237	2.04
R3(2021)		70,033	34,569	2.03
R4(2022)		70,069	35,007	2.00

出典：住民基本台帳

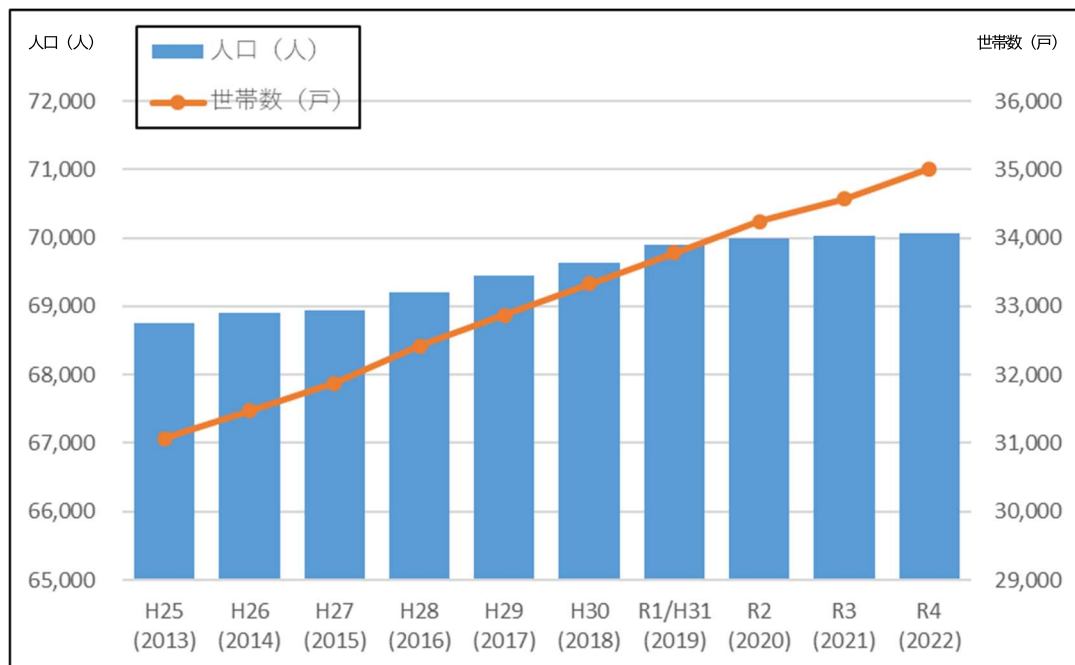


図1-2-1-2 人口及び世帯数の推移（各年度末）

2. 産業の動向

本市における産業別事業所数と従業者数の推移は、表1-2-2-1及び図1-2-2-1のとおりです。

表1-2-2-1 産業別事業所数及び従業者数 (単位：人)

産業（大分類）	平成24年 (2012年)		平成26年 (2014年)		平成28年 (2016年)		令和3年 (2021年)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農林漁業	21	177	26	271	21	216	23	411
鉱業・採石業・砂利採取業	2	4	2	6	2	9	2	15
建設業	169	1,441	178	1,587	169	1,418	184	1,461
製造業	109	4,977	112	4,787	112	4,651	116	4,901
電気・ガス・熱供給・水道業	2	45	6	113	1	35	7	94
情報通信業	9	97	8	106	7	95	6	50
運輸業・郵便業	77	1,693	77	1,598	79	1,653	77	1,490
卸売・小売業	441	3,968	444	3,971	430	4,363	404	4,592
金融業・保険業	35	298	33	262	32	258	33	243
不動産業・物品賃貸業	101	351	102	362	85	290	123	347
学術研究・専門・技術サービス業	62	406	63	440	60	353	67	334
宿泊業・飲食サービス業	290	1,868	278	1,942	261	1,916	209	1,753
生活関連サービス業・娯楽業	220	1,016	226	1,513	216	1,295	223	1,263
教育・学習支援業	82	797	103	1,382	82	1,259	103	1,681
医療・福祉	138	3,019	184	3,225	179	3,162	218	3,987
複合サービス業	11	83	13	216	13	228	13	199
サービス業（他に分類されないもの）	109	909	103	642	103	822	114	1,270
公務（他に分類されるものを除く）	-	-	22	3,554	-	-	25	3,445
全産業	1,878	21,149	1,980	25,977	1,852	22,023	1,947	27,536

出典：恵庭市統計書

※ 平成26年は経済センサス-基礎調査、平成24年、平成28年、令和3年は経済センサス-活動調査（平成24年、平成28年は公営事業所対象外）のため、各年の数値を単純に比較することはできません。

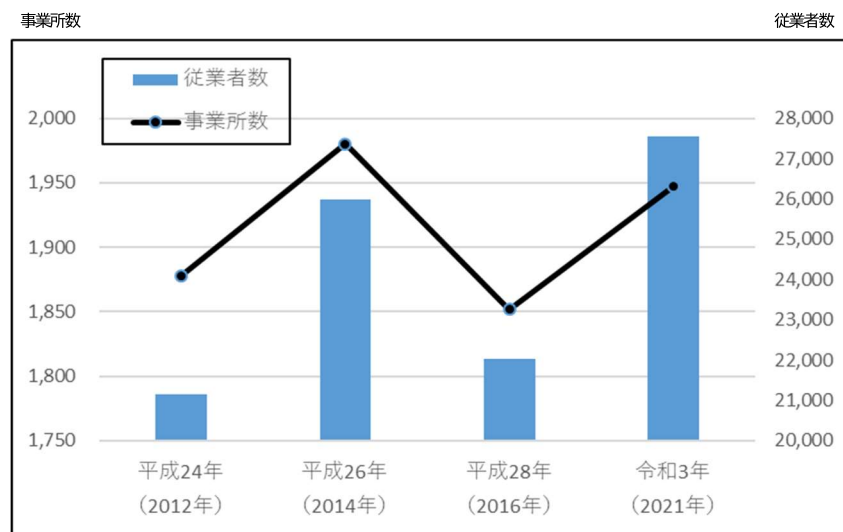


図1-2-2-1 市内事業所数及び従業者数の推移

第3節 廃棄物処理行政の動向

1. 国の施策及び目標

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の全体像に関する指標・目標	
資源生産性 (GDP/天然資源等投入量)	令和7(2025)年度目標：約49万円/トン (平成12(2000)年度の約2倍)
入口側の循環利用率(%) 循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量)	令和7(2025)年度目標：約18% (平成12(2000)年度の約1.8倍)
出口側の循環利用率(%) 循環利用量/廃棄物等発生量	令和7(2025)年度目標：約47% (平成12(2000)年度の約1.3倍)
最終処分量	令和7(2025)年度目標：約13百万トン (平成12(2000)年度から約77%減)

持続可能な社会づくりとの統合的取組	
循環型社会ビジネスの市場規模	令和7(2025)年度目標：平成12(2000)年度の約2倍
家庭系・事業系食品ロス量	令和12(2030)年度目標：平成12(2000)年度の半減

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	
1人1日当たりのごみ排出量	令和7(2025)年度目標：約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和7(2025)年度目標：約440g/人・日
事業系ごみ排出量	令和7(2025)年度目標：約1,100万t/年

※国の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、集団回収量、資源物等を除く値を示す。

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

廃棄物の減量化に関する指標・目標(令和7(2025)年度)		
廃棄物の排出量	一般廃棄物	平成24(2012)年度比：約16%削減
	産業廃棄物	平成24(2012)年度比：増加を約3%に抑制
循環利用率	一般廃棄物	28%に増加
	産業廃棄物	38%に増加
最終処分量	一般廃棄物	平成24(2012)年度比：約31%削減
	産業廃棄物	平成24(2012)年度比：約24%削減
1日1人当たりの家庭系ごみ排出量		440g/人・日

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業に関する指標・目標（令和9（2027）年度）	
ごみのリサイクル率	20% → 28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	令和2（2020）年度の水準（22年分）を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20% → 22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41% → 46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	58% → 76%以上
先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用33万基 → 75万基 中・大型9千基 → 27千基
省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量	12.3万トン-CO ₂ （令和12（2030）年度）

2. 北海道の計画及び目標

(1) 北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）

物質フロー指標及び目標（令和6年度（2024年度））	
循環利用率 （循環利用量/総物資投入量）	目標：17% （平成29(2017)年度から1.3ポイント増）
最終処分量 （一般廃棄物最終処分量+産業廃棄物最終処分量）	目標：82万トン以下 （平成29(2017)年度から約18%削減）

① 環境に配慮した取り組みの推進

取組の指標及び目標（令和6年度（2024年度））	
ごみ減量化、再使用・再利用のための 具体的な行動（道民意識調査結果）	意識度 ^{※1} ：95%以上（令和元年度93.2%） 実践度 ^{※2} ：60～80%以上（同21～68%）

※1 意識度：「ごみを減らしたいと考えている」と回答した割合。

※2 実践度：「いつもリサイクルなどに取り組んでいる」と回答した割合(21%から、「ときどき取り組んでいる」(47%)と回答した割合を含めた範囲とし、「いつも取り組んでいる」割合の底上げを図る。

② 廃棄物の適正処理の推進

取組の指標及び目標（令和6年度（2024年度））	
一般廃棄物の排出量	目標：170万トン以下 （平成29（2017）年度から約10%削減）
一般廃棄物の1人1日当たりの排出量	目標：900グラム/人・日以下 （平成29（2017）年度から約5%削減）
産業廃棄物の排出量	目標：3,750万トン以下 （平成29（2017）年度から約3%削減）
一般廃棄物のリサイクル率	目標：30%以上 （平成29（2017）年度から約6ポイント増加）
産業廃棄物の再生利用率	目標：57%以上 （平成29（2017）年度から1.5ポイント増加）
一般廃棄物の最終処分量	目標：25万トン以下 （平成29（2017）年度から約20%削減）
産業廃棄物の最終処分量	目標：57万トン以下 （平成29（2017）年度から約16%削減）

③ バイオマス利活用の推進

取組の指標及び目標（令和4年度（2022年度））	
廃棄物系バイオマス利活用率	目標：90%以上 （平成28（2016）年度 89.8%）
未利用バイオマス利活用率	目標：70%以上 （平成28（2016）年度 71.5%）
バイオマス活用推進計画等策定市町村	目標：60市町村 （平成30（2018）年度 54市町村）

(2) 北海道廃棄物処理計画（第5次）

① 環境に配慮した取組の推進

区 分	現 状 (平成29年度) (2017年度)	目 標 (令和6年度(2024年度))
一般廃棄物の排出量	187.3万トン	170万トン以下（約10%削減）
1人1日当たりのごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下（約5%削減）
1人1日当たりの家庭から 排出するごみの量	598g/人・日 (453g/人・日*)	550g/人・日以下（約5%削減）
産業廃棄物の排出量	3,874万トン	3,750万トン以下（約3%削減）
//（動物のふん尿除く）	1,923万トン	1,800万トン以下（約6%削減）

※（）内は国の評価方法にあわせて資源ごみを除いて算出した値。

② 適正な循環的利用

区 分	現 状 (平成29年度) (2017年度)	目 標 (令和6年度(2024年度))
一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30% 以上とする
産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57% 以上とする
//（動物のふん尿除く）	36.3%	38.5% 以上とする

③ 適正処理の確保

区 分	現 状 (平成29年度) (2017年度)	目 標 (令和6年度(2024年度))
一般廃棄物の最終処分量	31.6万トン	25万トン以下（約20%削減）
産業廃棄物の最終処分量	67.9万トン	57万トン以下（約16%削減）

④ バイオマスの利活用

区 分	現 状 (平成28年度) (2016年度)	目 標 (令和4年度(2022年度))
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	89.8%	90%以上とする

(3) 本市の条例及び計画

① 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

名 称	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
制 定	平成6年3月
目 的	廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進すること。廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持すること。
最終改正	令和3年4月1日

② 恵庭市廃棄物処理施設設置条例

名 称	恵庭市廃棄物処理施設設置条例
制 定	昭和54年3月
目 的	廃棄物の衛生的な処理を図るため。
最終改正	令和2年3月16日
概 要	名称及び位置について定めている。

③ きれいなまちづくり条例

名 称	きれいなまちづくり条例
制 定	平成15年3月
目 的	空き缶やたばこの吸い殻などの散乱を防止することにより地域の環境美化を促進し、市民の生活環境の向上に役立てることを目的とする。
概 要	市、市民等、事業者の各々の取り組みについて定めている。

④ 恵庭市総合計画

名 称	(第5期) 恵庭市総合計画
制 定	平成28年4月
目 的	地域全体の総合的発展を計画的に進めることを目的として策定。
概 要	将来にわたって、活力のある恵庭のまちの実現をめざすため、総合的なまちづくりの指針として策定。

⑤ 恵庭市ごみ焼却施設基本計画

名 称	恵庭市ごみ焼却施設基本計画
制 定	平成27年11月
目 的	最終処分場の延命化、無害・無臭化に向けて焼却施設の早期整備を行うために策定。ごみの焼却施設の整備に向けた基本方針や基本的事項を示した。
概 要	焼却施設整備に係る条件、基本方針を整理し、整備計画、配置計画、環境保全目標等を設定している。

⑥ 恵庭市分別収集計画

名 称	恵庭市分別収集計画（計画年次：令和5年～9年）
制 定	令和4年6月
目 的	容器包装廃棄物の発生を抑制し、地域の3Rを推進し廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用、循環型社会の形成を図ること。
概 要	基本方針、期間、対象品目、容器包装廃棄物の排出量見込み、市民、事業者、恵庭市の役割を明示し、具体的な分別方法や目標を設定している。

⑦ 恵庭市災害廃棄物処理計画

名 称	恵庭市災害廃棄物処理計画
制 定	令和2年7月
目 的	復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、および廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする目的として、処理体制の構築を行うこと。
概 要	災害廃棄物の発生量を想定し、住民への発信、処理の基本方針、搬出・運搬の方針、再利用・再資源化、処理対策の方法、スケジュール等を明示する。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況及び課題

1. ごみ処理の体制とごみ組成

(1) 分別区分と手数料

本市では令和2年4月からごみ処理手数料を改定しました。家庭系及び事業系廃棄物の手数料は、以下のとおりです。

なお、令和7年度からの手数料については、令和5年度に検討・算定を行っています。

① 家庭系廃棄物

表2-1-1-1 家庭系廃棄物の処理手数料

種類	容量	ごみ袋の販売価格		
		～令和元年度 (2019年度)	令和2～3年度 (2020～2021年度)	令和4～6年度 (2022～2024年度)
燃やせる ごみ	5 ㍓	5枚入り 50円		5枚入り 75円
	10 ㍓	5枚入り 100円		5枚入り 150円
	20 ㍓	5枚入り 200円		5枚入り 300円
	40 ㍓	5枚入り 400円		5枚入り 600円
燃やせない ごみ	5 ㍓	5枚入り 50円	5枚入り 100円	
	10 ㍓	5枚入り 100円	5枚入り 200円	
	20 ㍓	5枚入り 200円	5枚入り 400円	
	40 ㍓	5枚入り 400円	5枚入り 800円	
粗大ごみ		1個につき 100円	品目に応じて1個につき 100～900円	→
直接搬入ごみ (燃やせるごみ)		10キログラム につき70円	一般家庭の 直接搬入不可	→
直接搬入ごみ (燃やせないごみ)			10キログラムにつき 231円	→
生ごみ ※改定なし	3 ㍓	5枚入り 30円		
	6 ㍓	5枚入り 60円		
	12 ㍓	5枚入り 120円		

② 事業系廃棄物

表2-1-1-2 事業系廃棄物の処分手数料

種類	区分	処分手数料(10キログラムあたり)		
		～令和元年度 (2019年度)	令和2～3年度 (2020～2021年度)	令和4～6年度 (2022～2024年度)
事業系 一般廃棄物	燃やせるごみ ^{ア)}	112円	128円	217円
	燃やせないごみ ^{イウ)}	112円	231円	343円
	資源物	112円	114円	→
	生ごみ	112円	93円	→
産業廃棄物	燃やせるごみ ^{エ)}	168円	400円	→
	燃やせないごみ ^{オ)}	201円	509円	→

- ア) 一般廃棄物可燃：1個40cm角未満 ※1で100%可燃性素材の一般廃棄物
- イ) 一般廃棄物不燃A：100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない一般廃棄物
- ウ) 一般廃棄物不燃B：個人消費 ※2により発生する不燃性または可燃と不燃の混合の一般廃棄物
- エ) 産業廃棄物可燃：1個40cm角未満 ※1で100%可燃性素材の産業廃棄物
- オ) 産業廃棄物不燃：金属・ガラス・陶磁器・コンクリート・がれき類等との混合物、または100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない産業廃棄物、塩ビ管

※1 ロープ・紐は切断後の状態で全長2m未満（一廃・産廃共通）まで可
 ※2 従業員が個人で購入して事業所に持ち込んで消費した弁当がらや飲料容器

（2）家庭系廃棄物の収集方法

家庭系廃棄物の収集方法は、戸別収集方式（一部ステーション方式あり）となっており、収集業務は民間業者へ委託しています。

収集頻度は、燃やせるごみと生ごみが週2回となっています。また、資源物は週1回で、第2週と第3週のどちらか1回は燃やせないごみ及びキケンごみの収集日としており、その週は資源物の収集はありません。

粗大ごみについては、令和元年度から事前申込制となっており、申し込みで決定した日に収集します。

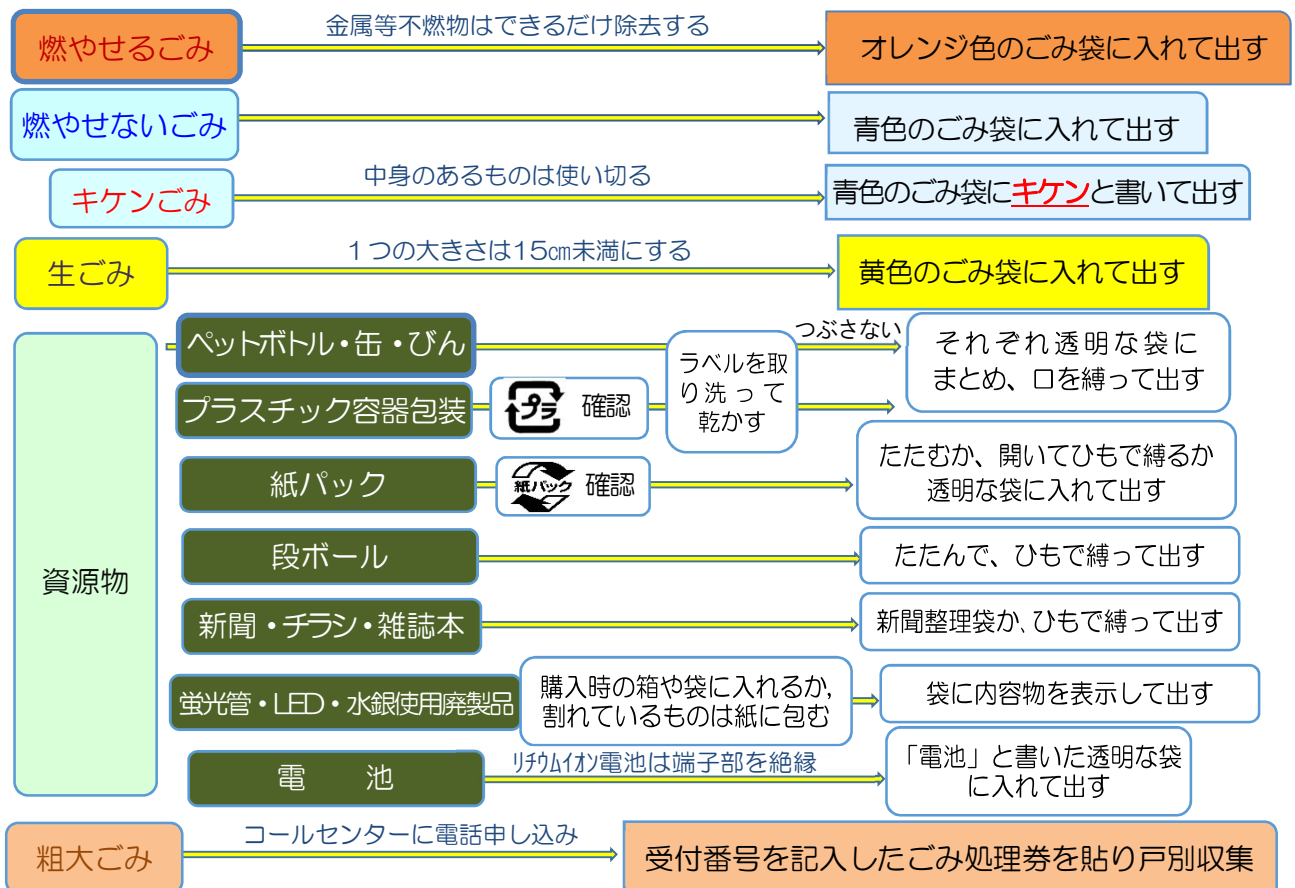


図2-1-1-1 家庭系廃棄物の収集方法

(3) ごみ処理フロー

本市のごみ処理体系については、図2-1-1-2のとおりです。

生ごみは、生ごみ・し尿処理場で破碎分別を行い、し尿及び浄化槽汚泥とともに下水終末処理場に圧送し、バイオガス化を行っています。

資源物は、リサイクルセンターで選別、中間処理を行い、それぞれのリサイクル業者へ引き渡し、資源化しています。

燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、生ごみ及び資源物残渣、乾燥汚泥は、焼却施設で焼却処理を行っています。

燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、焼却後の残渣、資源物残渣、下水沈砂はごみ処理場で埋立処理されています。

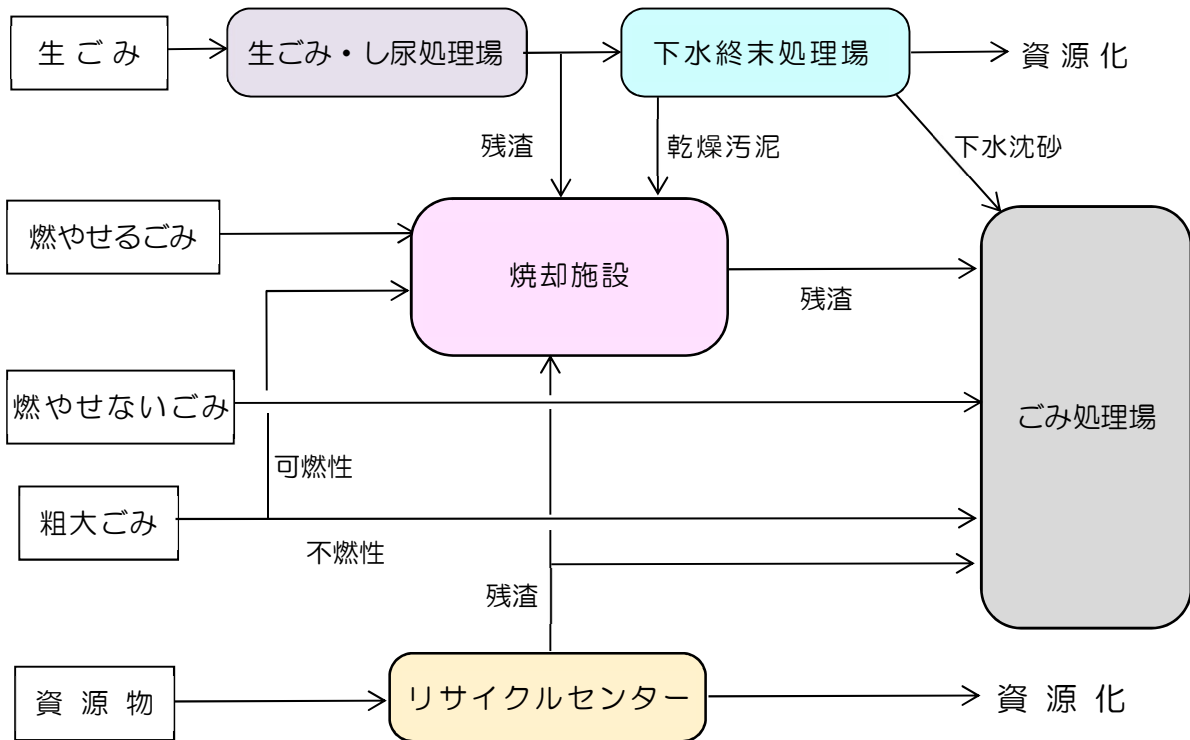


図2-1-1-2 ごみ処理体系

(4) 中間処理及び最終処分

本市の清掃関連施設は、ごみ処理場、焼却施設、リサイクルセンター、生ごみ・し尿処理場、破碎施設の5施設です。

① 恵庭市ごみ処理場（令和5年現在第5期、第6期供用中）

市内で発生した燃やせないごみ、キケンごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを埋立処理しています。

所在地	盤尻 255 番地 4	
規模	第5期：309,000m ³	第6期：160,000m ³
種類	管理型最終処分場	
埋立方式	セル方式（サンドイッチ方式と併用）	
補助事業	防衛省（民生安定施設助成事業）	
供用開始	平成 20 年 5 月	平成 29 年 5 月



② 恵庭市焼却施設

市内で発生した燃やせるごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを焼却処理しています。焼却処理に伴い発生する熱はボイラで回収し、施設内の暖房等に利用する他、下水終末処理場及び生ごみ処理場で利用します。また、蒸気発電機によって発生した電力は、施設内の電力の一部として利用しています。

所在地	中島松 461 番地 1
建築面積	2,282 m ²
延床面積	4,204 m ²
燃焼形式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	56t/日（28t/日×2炉）
処理対象	燃やせるごみ
補助事業	防衛省（民生安定施設助成事業）
供用開始	令和 2 年 3 月



③ 恵庭市リサイクルセンター

旧焼却場の施設を一部利用し、市内で発生した資源物を受入れ、選別・減容等処理を行い、市内外の資源化施設へ搬出しています。



所在地	島松沢 131 番地の 8		
名称	ビン・缶・ペットボトル等減容保管施設	プラスチック容器包装減容保管施設	ストックヤード
建築面積	613.61 m ²	418.65 m ²	216 m ²
延床面積	712.24 m ²	418.65 m ²	216 m ²
機械設備	受入・供給設備・選別設備圧縮・減容化設備	圧縮梱包設備	資源物保管庫
処理能力	11t/日 (5 時間)	5t/日 (5 時間)	200m ²
処理対象	ビン・缶・ペットボトル その他資源物	プラスチック (容器包装適用物)	ダンボール・乾電池・ 蛍光管・紙パック・ 衣類・小型家電・本類等
補助事業	防衛省 (特定防衛施設 周辺整備調整交付金)	防衛省 (特定防衛施設 周辺整備調整交付金)	環境省 (循環型社会形成 推進交付金)
供用開始	平成 12 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 29 年 3 月

④ 恵庭市生ごみ・し尿処理場

市内の家庭及び事業活動から発生した生ごみやし尿等を受入れ、破碎分別などを行っています。隣接する下水終末処理場へ送った後、下水汚泥と混合処理し、バイオガス化しています。



所在地	中島松 460 番地 1	
名称	生ごみ処理場	し尿処理場
建築面積	254.90 m ²	535.56 m ²
延床面積	357.53 m ²	804.82 m ²
機械設備	受入ホッパ, 破碎分別機, 移送コンベア, 残渣ホッパ	受入槽, 夾雑物除去装置, し尿ホッパ, 予備貯留槽, 沈殿槽, 脱臭装置
処理能力	18t/日 (6 時間)	15 k L/日 (6 時間)
処理対象	生ごみ	し尿、浄化槽汚泥
処理方法	破碎分別後、し尿処理施設 混合槽へ移送	<ul style="list-style-type: none"> 前処理後、下水終末処理場へ移送 (平成 16 年～平成 24 年) 生ごみと混合し下水終末処理場へ移送 (平成 24 年～)
補助事業	防衛省 (民生安定施設助成事業)	防衛省 (民生安定施設助成事業)
供用開始	平成 24 年 9 月	平成元年 2 月

⑤ 破碎施設

ごみ処理場では粗大ごみ等の破碎を行い、ごみを減容しています。

所在地	盤尻 255 番地 4
処理能力	300t/日 (5 時間) (移動式)
処理方式	低速回転破碎式
補助事業	防衛省 (特定防衛施設周辺整備 調整交付金)
供用開始	令和元年 6 月



(5) ごみの性状

令和4年度に実施した家庭系及び事業系一般廃棄物の組成分析の結果は、図2-1-1-3、図2-1-1-4、図2-1-1-5、図2-1-1-6、図2-1-1-7、図2-1-1-8、図2-1-1-9、図2-1-1-10のとおりです。

家庭系廃棄物の不適物（適切に分別されていないもの）の混入率は、燃やせるごみで27%、燃やせないごみで28%、生ごみで5%、資源物（プラスチック容器包装）で8%、資源物（びん・缶・ペットボトル）で2%です。

燃やせるごみ

燃やせるごみにおける異物について種類別に見ると、生ごみが16%、市の収集における資源物（新聞、雑誌・本、プラスチック容器包装、ダンボールなど）が10%となっています。

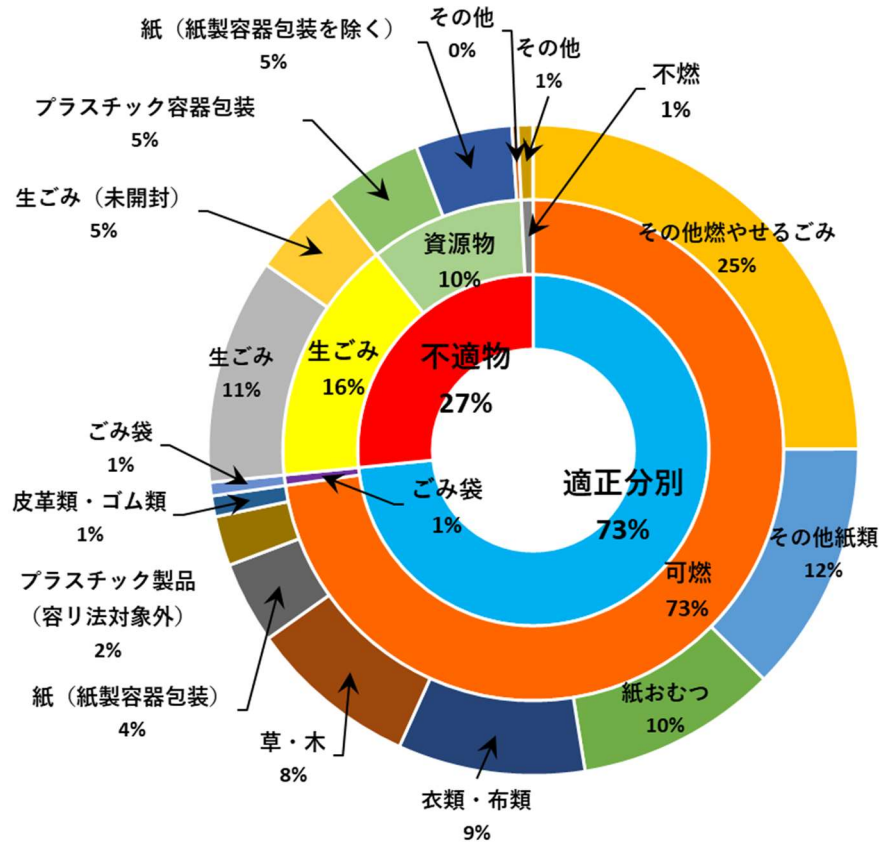


図2-1-1-3 家庭系廃棄物（燃やせるごみ）の組成

※円グラフの説明：内円→不適物割合。中円→分別区分割合。外円→組成分類割合。
 ※割合の値は四捨五入しているため、割合の合計値が100%とならない場合があります。
 また、0%と表示されているものは小数点以下に値があるもの。

燃やせないごみ

燃やせないごみにおける不適物について種類別に見ると、燃やせるごみが23%となっています。

他にも、市の収集における資源物（びん・缶・ペットボトル、プラスチック容器包装、新聞、雑誌・本類など）が4%あり、危険ごみ（スプレー缶・ライター類等）も少量混入していました。

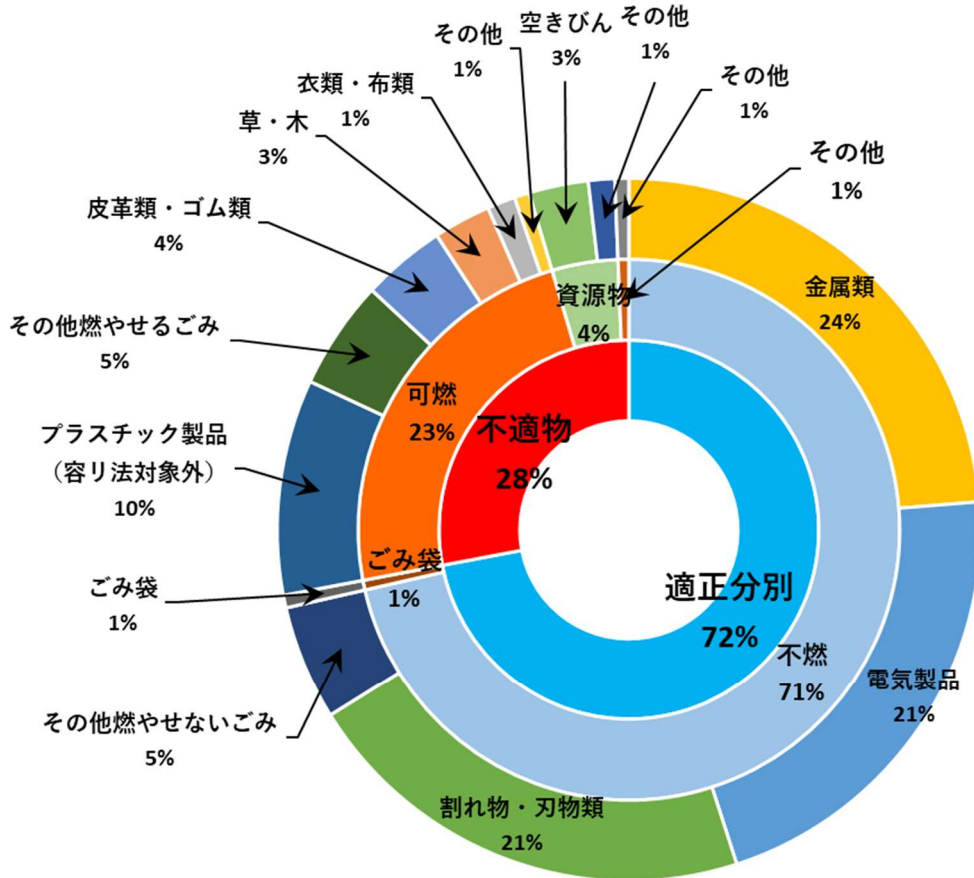


図2-1-1-4 家庭系廃棄物（燃やせないごみ）の組成

生ごみ

生ごみにおける不適物について種類別に見ると、燃やせるごみが5%となっています。

食品ロス相当の「生ごみ（未開封）」は4%でした。

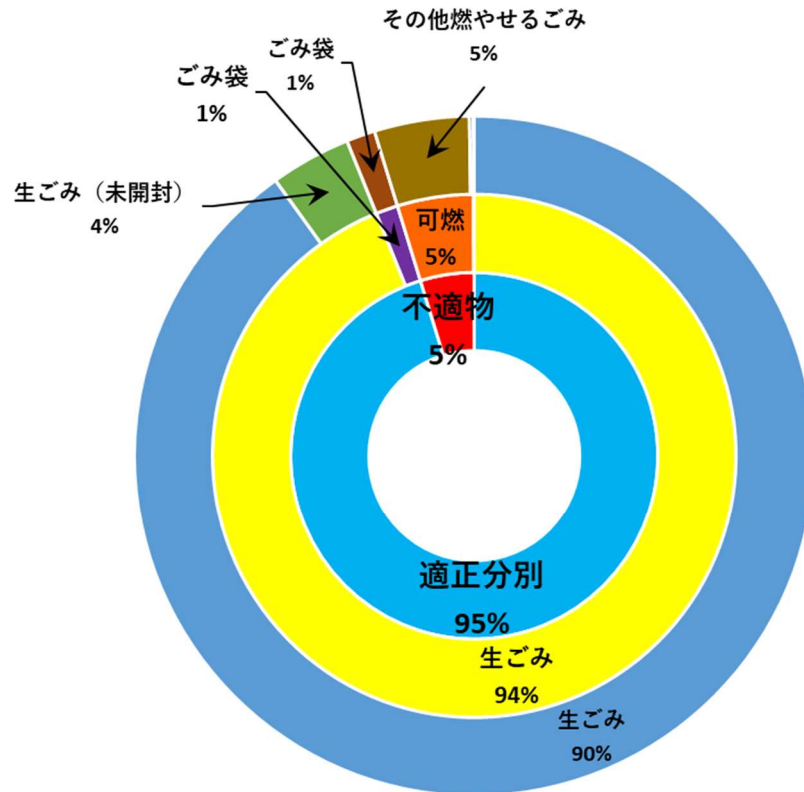


図2-1-1-5 家庭系廃棄物「生ごみ」の組成

資源物（プラスチック容器包装）

資源物（プラスチック容器包装）における不適物について種類別に見ると、燃やせるごみが5%、プラスチック製品（容リ法対象外）2%となっています。

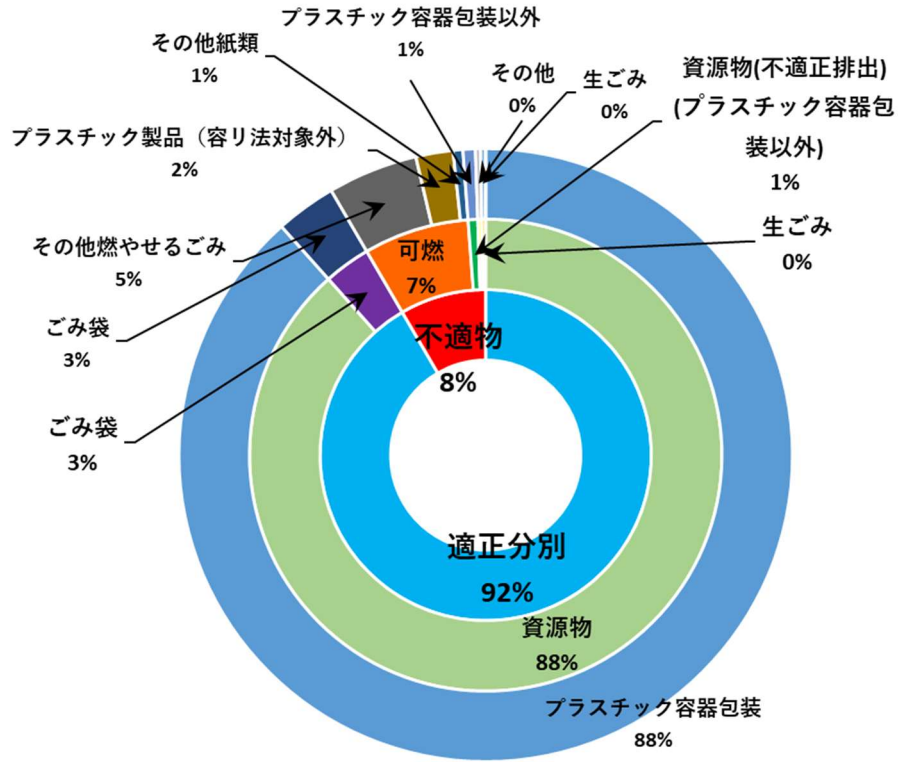


図2-1-1-6 資源物「プラスチック容器包装」の組成

資源物（びん・缶・ペットボトル）

資源物（びん・缶・ペットボトル）における不適物について種類別に見ると、プラスチック容器包装が1%となっています。

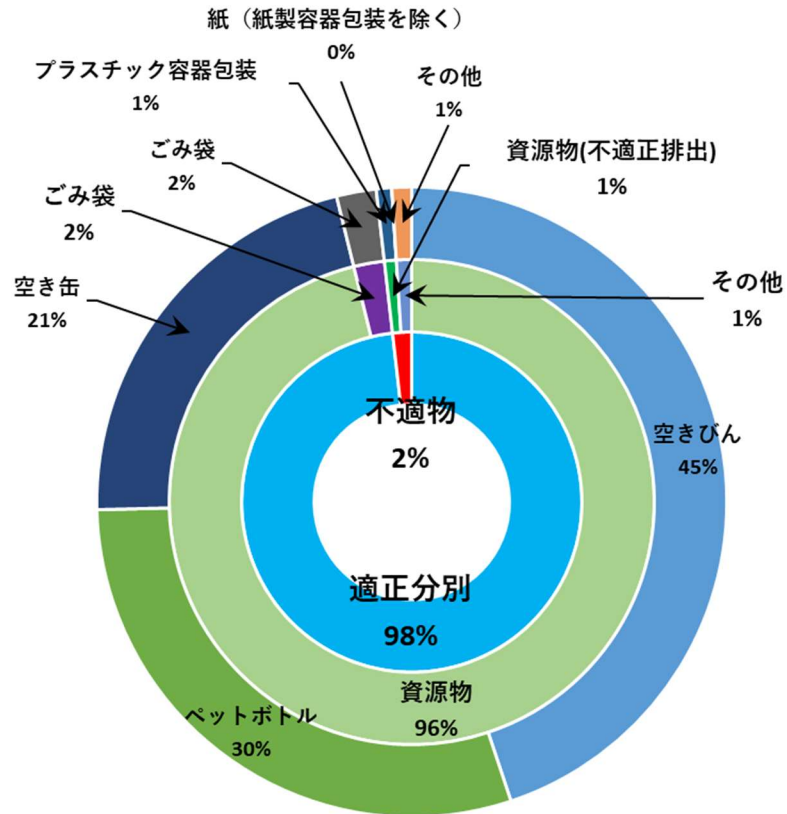


図2-1-1-7 資源物（びん・缶・ペットボトル）の組成

事業系一般廃棄物（燃やせるごみ）

燃やせるごみにおける不適物について種類別に見ると、資源物が7%となっており、そのうち「プラスチック容器包装」が5%となっています。

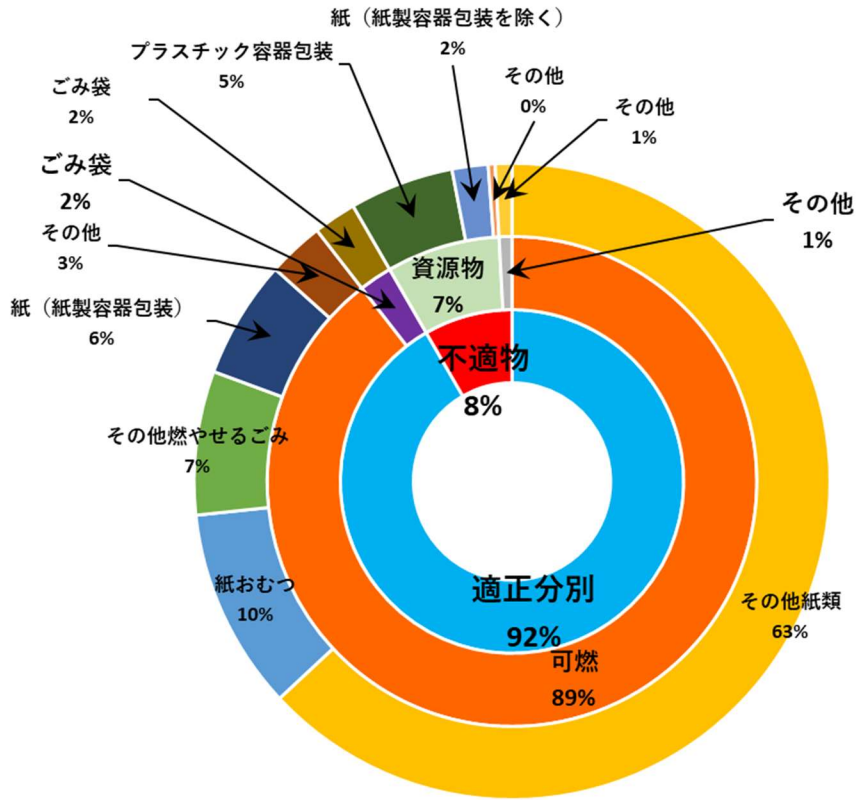


図2-1-1-8 事業系一般廃棄物（燃やせるごみ）の組成

事業系一般廃棄物（燃やせないごみ）

燃やせないごみにおける不適物について種類別に見ると、「草・木」14%、「衣類・布類」と「プラスチック製品（容リ法対象外）」がそれぞれ12%となっています。

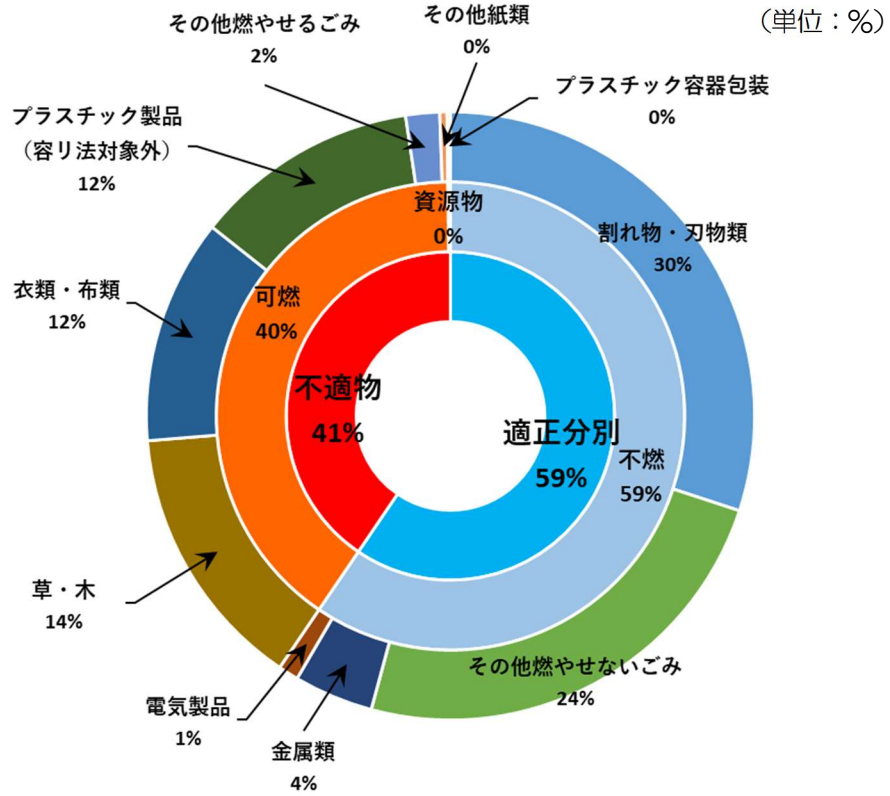


図2-1-1-9 事業系一般廃棄物（燃やせないごみ）の組成

事業系一般廃棄物（生ごみ）

生ごみにおける不適物について種類別に見ると、「その他燃やせるごみ」が1%となっています。

食品ロス相当の「生ごみ（未開封）」は17%でした。

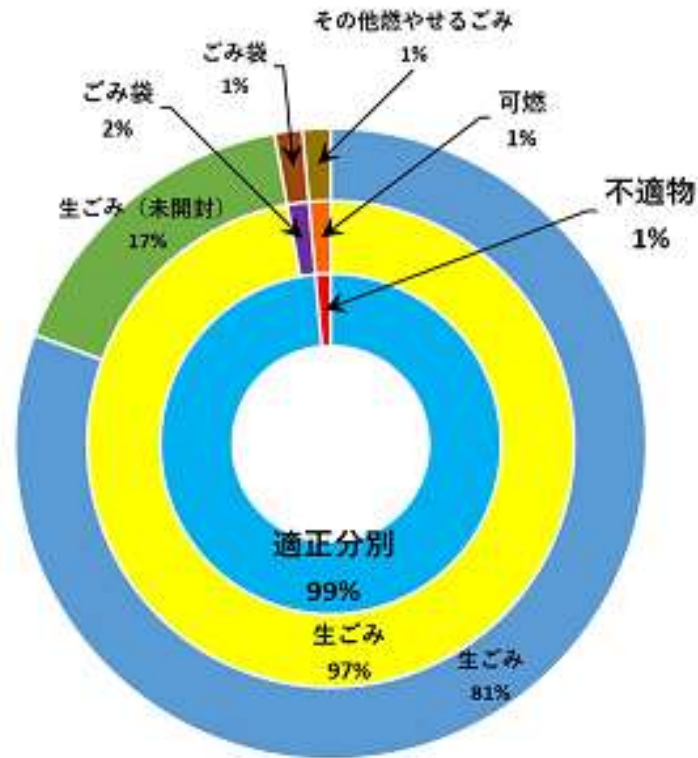


図2-1-1-10 事業系一般廃棄物（生ごみ）の組成

2. ごみ処理の実績

(1) ごみの総排出量

市内の家庭及び事業活動によるごみの総排出量（搬入実績）を、表2-1-2-1及び図2-1-2-1に示します。市内全域の処理対象人口は増加していますが、1人当たりのごみの排出量が減少傾向にあり、令和2年度からのごみ処理手数料改定や社会経済活動の変化などにより、さらにごみ排出量は減少しています。

表2-1-2-1 ごみ総排出量の推移

(単位: t)

項目		年度	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
処 理 対 象 人 口			68,751	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900	69,994	70,033	70,069
処 理 対 象 世 帯			31,066	31,470	31,880	32,416	32,867	33,331	33,779	34,237	34,569	35,007
家庭系一般廃棄物	収 集	可 燃	5,788	5,701	5,771	5,654	5,691	5,667	7,043	7,812	8,130	7,629
		生 ご み	2,517	2,456	2,458	2,333	2,356	2,323	2,318	2,235	2,127	1,987
		不 燃	1,280	1,208	1,193	1,131	1,141	1,372	653	445	482	452
		粗大ごみ	857	809	801	756	766	921	342	307	338	368
		資 源	2,814	2,775	2,712	2,562	2,456	2,424	2,293	2,304	2,273	2,237
	小 計		13,256	12,949	12,935	12,435	12,410	12,707	12,650	13,103	13,349	12,672
	直 接 入	可 燃	114	88	80	88	130	157	1,195	0	0	0
		不 燃	1,065	1,077	1,179	1,065	1,153	1,362	317	383	363	394
		資 源	28	26	26	26	21	20	33	21	16	18
		小 計		1,207	1,191	1,286	1,179	1,305	1,539	1,545	404	379
合 計		14,462	14,140	14,220	13,614	13,714	14,246	14,195	13,507	13,728	13,084	
一般事業系廃棄物	可 燃	1,709	1,680	1,731	1,714	1,775	1,817	1,856	1,101	1,549	1,536	
	生 ご み	1,348	1,322	1,395	1,449	1,476	1,598	1,452	1,318	1,310	1,338	
	不 燃	1,124	733	718	689	676	613	214	215	149	159	
	資 源	200	175	150	139	122	112	82	23	12	5	
	合 計		4,382	3,910	3,993	3,991	4,049	4,139	3,604	2,658	3,020	3,039
一 般 廃 棄 物 合 計		18,844	18,050	18,214	17,605	17,763	18,385	17,799	16,164	16,749	16,123	
集団資源回収	紙 類	2,300	2,256	2,235	2,217	1,989	2,064	1,840	1,625	1,568	1,524	
	びん・缶・ペットボトル	50	49	48	55	53	64	50	47	44	45	
	そ の 他	21	27	21	22	27	33	29	53	53	84	
	集 団 資 源 回 収 計		2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920	1,725	1,665	1,654
実 搬 入 量 合 計		21,214	20,382	20,517	19,899	19,832	20,546	19,719	17,889	18,414	17,777	
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)			845	810	813	788	782	808	771	700	720	695

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

※ 実搬入量：恵庭市のごみ関連施設に搬入された廃棄物量の実数（ごみ処理場や焼却施設へ搬入された残渣を除いた量）。

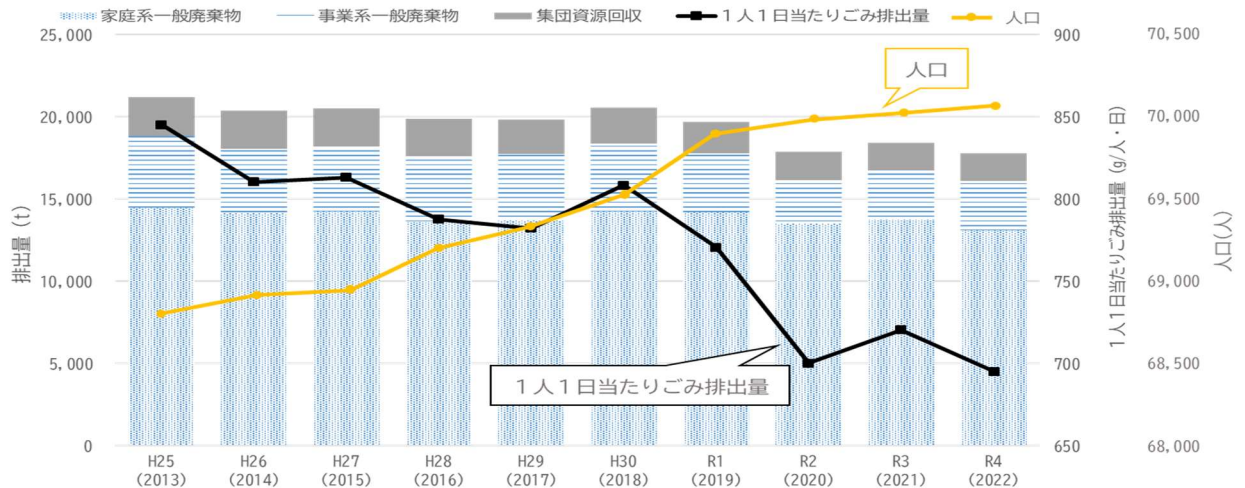


図2-1-2-1 人口、一般廃棄物の排出量、1人1日当たりのごみ排出量の推移

1) 家庭系廃棄物

家庭系廃棄物の排出量は、表2-1-2-2及び図2-1-2-2のとおりです。

令和元年度から焼却施設の稼働に伴う分別変更を行ったため、燃やせるごみが増加し、燃やせないごみは減少しています。

表2-1-2-2 家庭系廃棄物の排出量の推移

(単位: t)

年度		H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
項目	年度										
処理対象人口		68,751	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900	69,994	70,033	70,069
処理対象世帯		31,066	31,470	31,880	32,416	32,867	33,331	33,779	34,237	34,569	35,007
家庭系収集	可燃	5,788	5,701	5,771	5,654	5,691	5,667	7,043	7,812	8,130	7,629
	生ごみ	2,517	2,456	2,458	2,333	2,356	2,323	2,318	2,235	2,127	1,987
	不燃	1,280	1,208	1,193	1,131	1,141	1,372	653	445	482	452
	粗大ごみ	857	809	801	756	766	921	342	307	338	368
	資源	2,814	2,775	2,712	2,562	2,456	2,424	2,293	2,304	2,273	2,237
	小計	13,256	12,949	12,935	12,435	12,410	12,707	12,650	13,103	13,349	12,672
直接搬入	可燃	114	88	80	88	130	157	1,195	0	0	0
	不燃	1,065	1,077	1,179	1,065	1,153	1,362	317	383	363	394
	資源	28	26	26	26	21	20	33	21	16	18
	小計	1,207	1,191	1,286	1,179	1,305	1,539	1,545	404	379	412
収集及び直接搬入計	14,462	14,140	14,220	13,614	13,714	14,246	14,195	13,507	13,728	13,084	
集団資源回収	2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920	1,725	1,665	1,654	
家庭系合計	16,832	16,472	16,524	15,908	15,784	16,407	16,115	15,231	15,394	14,738	
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		363	353	358	344	350	373	373	350	364	346

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

※ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量：1人が1日に出す生ごみ、資源物及び集団資源回収以外の家庭系ごみ排出量

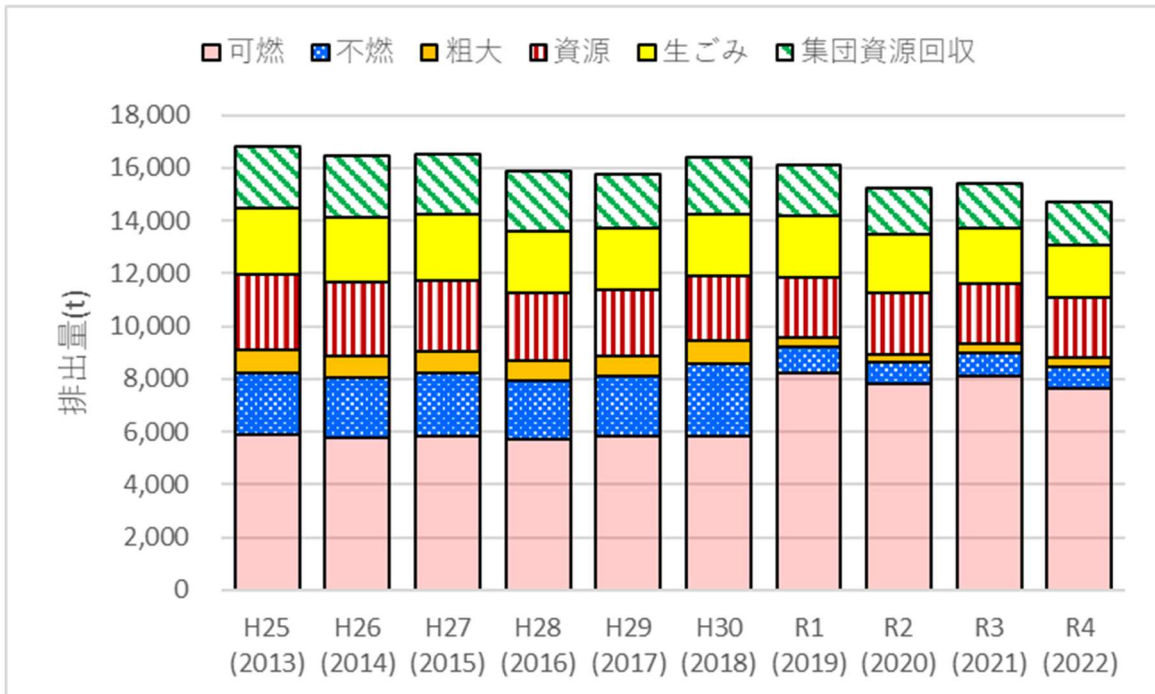


図2-1-2-2 家庭系廃棄物の排出量

2) 集団資源回収

市内の各種団体が独自で資源物を回収する活動に対して、市では奨励金を交付し、廃棄物の減量とリサイクルの促進を支援しています。

集団資源回収の実績は、回収量の95%以上を紙類が占めています。

奨励金については、平成22年度まで1キログラム当たり2円でしたが、平成24年度から1キログラム当たり3円に、また、平成26年度から紙製容器包装について1キログラム当たり6円に増額し、取り組みを推進しています。

表2-1-2-3 集団資源回収の実績

(単位：t)

年度		H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
紙類	新聞	1,499	1,458	1,442	1,415	1,260	1,288	1,131	972	942	925
	雑誌	300	272	274	259	206	212	176	157	131	117
	ダンボール	473	453	450	468	445	468	441	396	404	377
	紙パック	19	19	18	17	21	23	21	15	11	10
	紙製容器包装類	8	54	51	58	57	74	72	85	81	96
	小計	2,300	2,256	2,235	2,217	1,989	2,064	1,840	1,625	1,568	1,524
びん・缶・ペット	びん	7	7	6	7	7	8	6	5	5	6
	アルミ缶	25	24	25	26	24	27	24	25	26	26
	スチール缶	5	5	4	5	6	8	6	7	7	6
	ペットボトル	13	12	13	16	16	22	13	10	7	7
	小計	50	49	48	55	53	64	50	47	44	45
その他	金属類	7	11	5	7	11	13	11	43	35	64
	布類	13	16	16	15	16	19	18	10	18	20
	その他・ケース等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	21	27	21	22	27	33	29	53	53	84
合計	2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920	1,725	1,665	1,654	

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

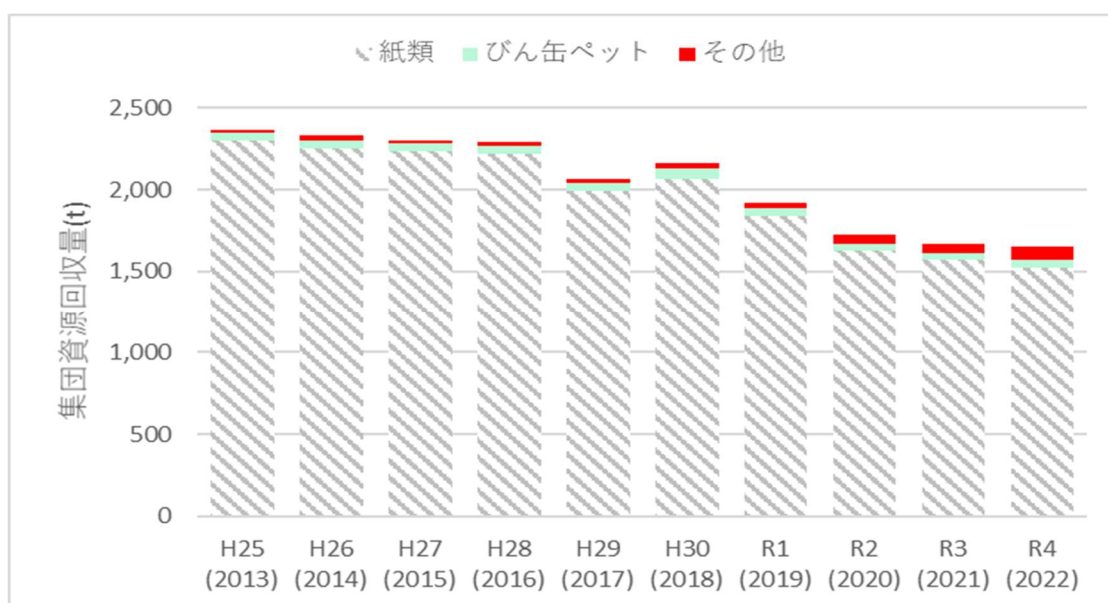


図2-1-2-3 集団資源回収量の推移

3) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の排出量は、平成25年度と令和4年度を比較すると、令和2年度からのごみ処理手数料改定や社会経済活動の変化などにより約1,343トン減量（約31%減）しています。

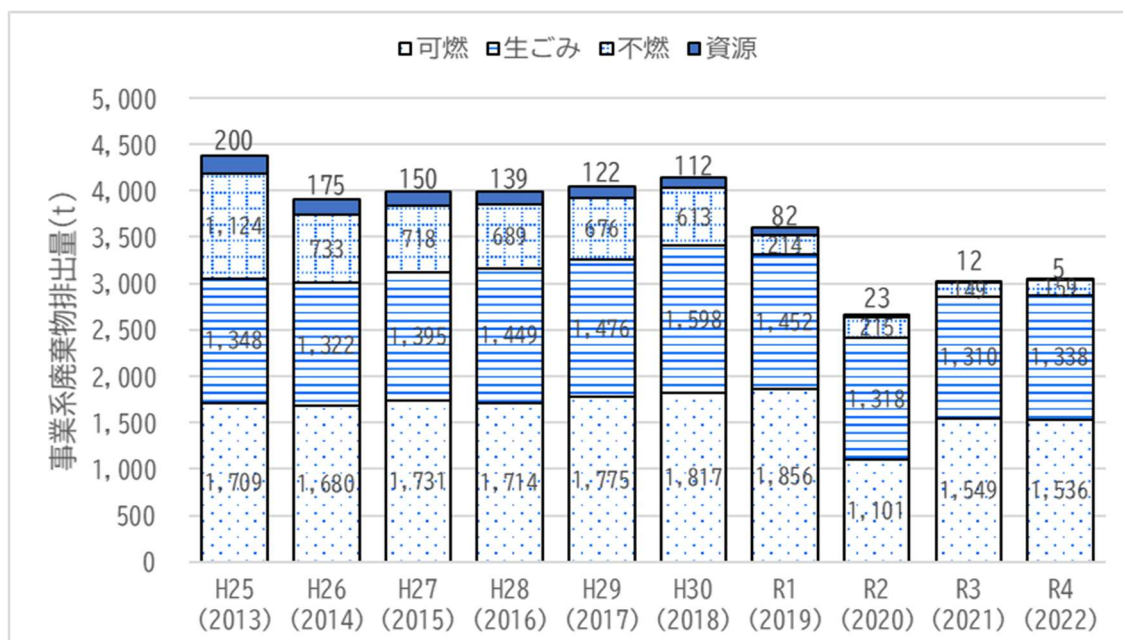


図2-1-2-4 事業系一般廃棄物の年間排出量

4) 産業廃棄物

市では、「一般廃棄物の処理に支障が無いこと」、「資源化・リサイクルできないこと」などの要件を満たす、一部の産業廃棄物*を受け入れています。

なお、市内における産業廃棄物の発生量は、民間事業者による処理や市外で排出するものもあり、正確に把握することはできない状況です。

*燃え殻、汚泥、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、がれき類、木くず、紙くず、繊維くず

表2-1-2-4 産業廃棄物の搬入量

(単位: t)

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
可燃	204	209	232	251	235	228	2,852	2,321	1,719	1,612
不燃	6,270	5,230	5,175	5,161	4,416	4,202	2,424	1,235	1,383	1,525
合計	6,474	5,439	5,407	5,412	4,651	4,431	5,276	3,556	3,102	3,137

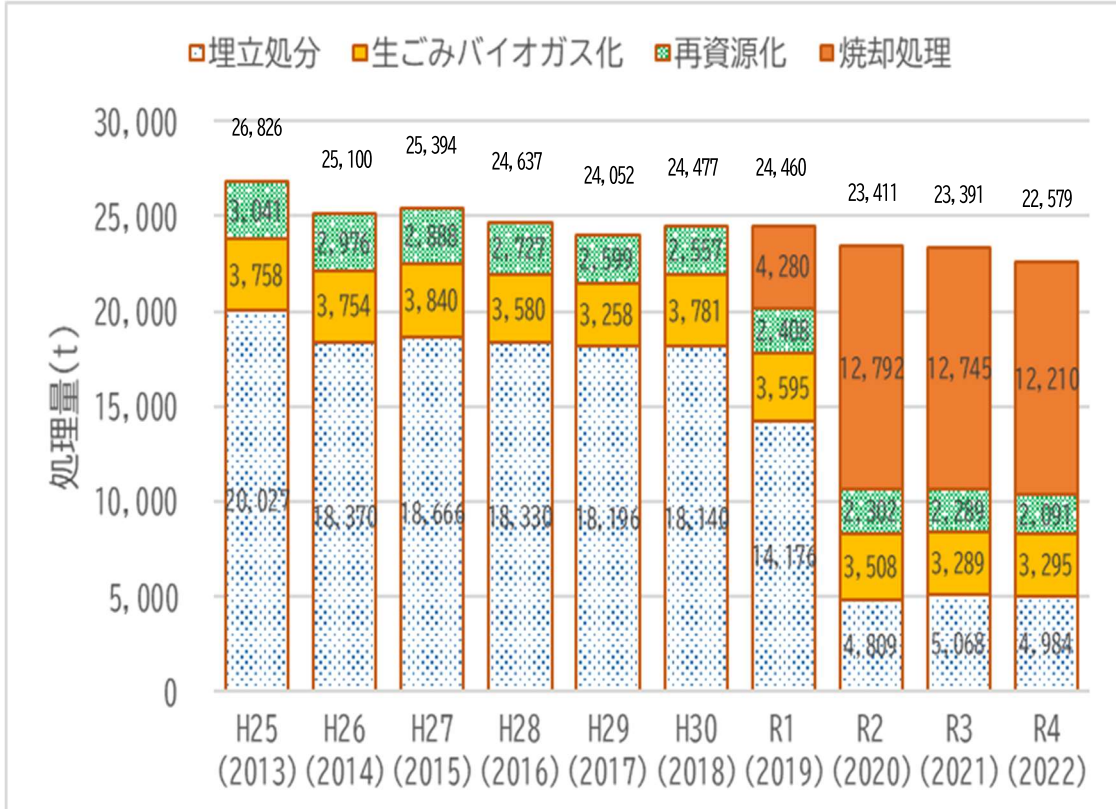
※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

(2) ごみの処理量

1) ごみの処理

ごみ処理量の推移は、図2-1-2-5のとおりです。

令和元年度の焼却処理量は、焼却施設整備工事において試運転を実施した際のものであり、令和2年度から本格稼働しております。



※ ごみ処理量には産業廃棄物を含む。

図2-1-2-5 ごみ処理量の推移

2) 資源化

① 資源物

資源物の搬入量及び資源化量の推移は、表2-1-2-5及び図2-1-2-6のとおりです。

資源物の搬入量は年々減少しており、民間回収拠点への搬入が増えていることに加えて、電子端末機器の普及による情報媒体の電子化やペーパーレス化が進んだことにより特に紙類の低下が顕著となっています。

表2-1-2-5 資源物の搬入量及び資源化量

(単位: t)

搬入年		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
缶・びん・ペット類	収集	1,049	1,038	1,027	991	959	940	975	996	985	962
	直搬	155	128	106	98	85	91	75	15	7	7
	小計	1,204	1,166	1,134	1,088	1,043	1,031	1,050	1,011	992	969
プラ類	収集	1,033	1,027	1,041	1,048	1,063	1,076	968	878	872	709
	直搬	4	5	6	6	7	8	10	3	2	2
	小計	1,037	1,033	1,047	1,054	1,070	1,084	978	881	874	710
紙類	収集	732	710	644	524	434	408	351	384	403	396
	直搬	55	53	50	47	44	34	30	26	19	15
	小計	787	762	694	570	478	442	380	410	422	411
蛍光管・乾電池	直搬	13	15	14	15	8	—	—	—	—	—
合計		3,041	2,976	2,888	2,727	2,599	2,557	2,408	2,302	2,289	2,091

資源化量

資源化年	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
スチール缶	131	103	91	82	77	71	65	74	72	65
アルミ缶	110	117	110	107	109	93	91	106	102	100
ダンボール	320	324	304	266	234	212	177	199	190	189
紙パック	23	21	20	17	16	14	13	14	12	11
シュレッダー	3	4	3	3	3	3	3	5	4	3
新聞紙	285	272	245	208	181	156	146	128	139	112
雑誌・本	195	176	148	107	84	75	67	68	64	70
ペットボトル	252	243	232	234	228	225	250	245	262	260
ガラスびん	無色	162	159	156	146	140	139	130	103	120
	茶色	191	192	192	179	173	170	158	146	134
	その他	97	111	94	92	85	92	73	81	63
プラ容器	963	988	1,012	1,021	1,006	1,044	973	891	878	744
蛍光管	13	13	10	11	7	2	2	3	2	3
乾電池	21	19	18	15	17	12	12	13	15	21
生鉄	81	92	92	91	88	89	118	106	80	97
合計	2,846	2,835	2,728	2,581	2,448	2,397	2,281	2,210	2,136	1,994

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

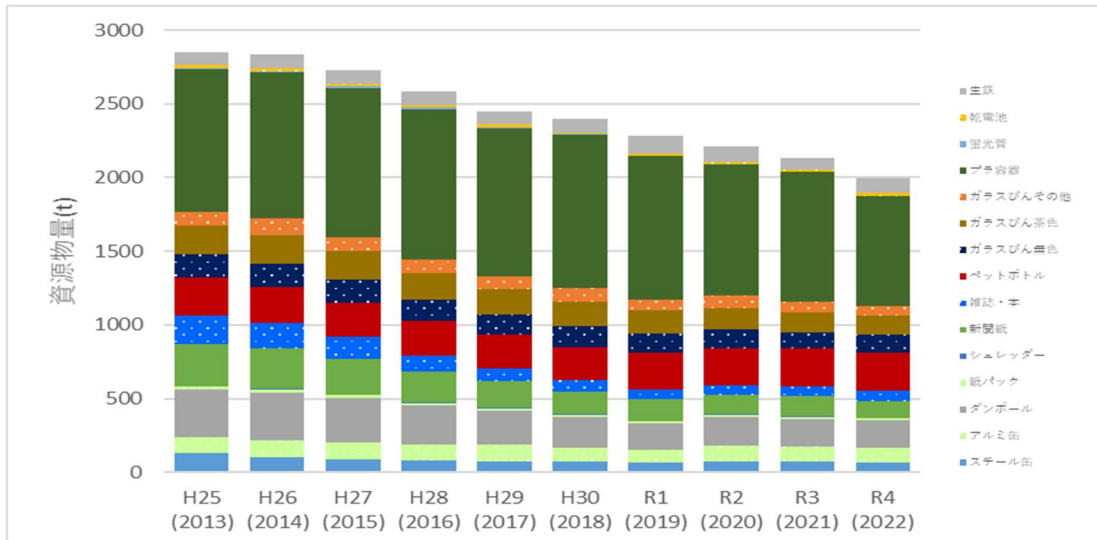


図2-1-2-6 種類別の資源化量の推移

② 生ごみ

生ごみの処理量の推移は、図2-1-2-7のとおりです。

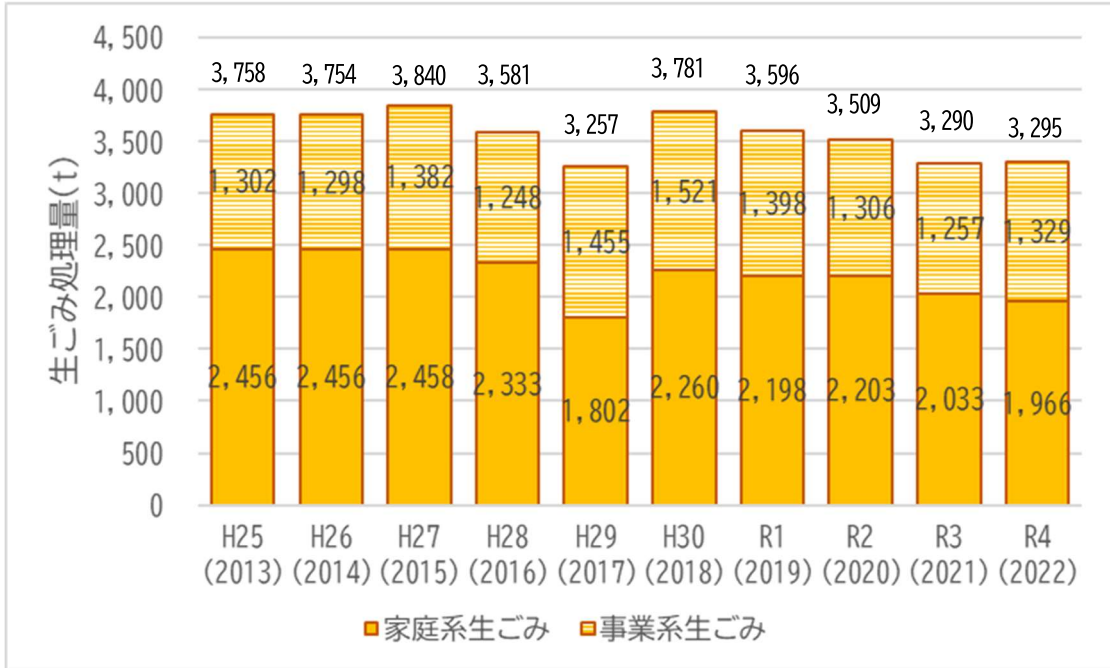


図2-1-2-7 生ごみ処理量の推移

③ 資源化実績・リサイクル率

資源化実績及びリサイクル率の推移は、表2-1-2-6及び図2-1-2-8のとおりです。

平成24年度からの生ごみバイオマス化の開始により、リサイクル率は大きく上昇しました。なお、グラフの折れ線は、生ごみを資源化しなかった場合のリサイクル率を表しています。

$$\text{※ リサイクル率(\%)} = \frac{\text{(集団資源回収量 + 中間処理時の資源化量 + 最終処分時の直接資源化量)}}{\text{(集団資源回収量 + 市が受け入れた一般廃棄物総量)}}$$

表2-1-2-6 本市の資源化実績

(単位: t)

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
資源物※1	2,846	2,835	2,728	2,581	2,448	2,397	2,281	2,210	2,136	1,994
集団資源回収	2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920	1,725	1,665	1,654
生ごみ	3,758	3,754	3,840	3,580	3,258	3,781	3,595	3,508	3,289	3,295
合計	8,974	8,921	8,871	8,455	7,775	8,339	7,796	7,443	7,090	6,942

※1 資源物は、「①資源物」の資源化量を示す

※2 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

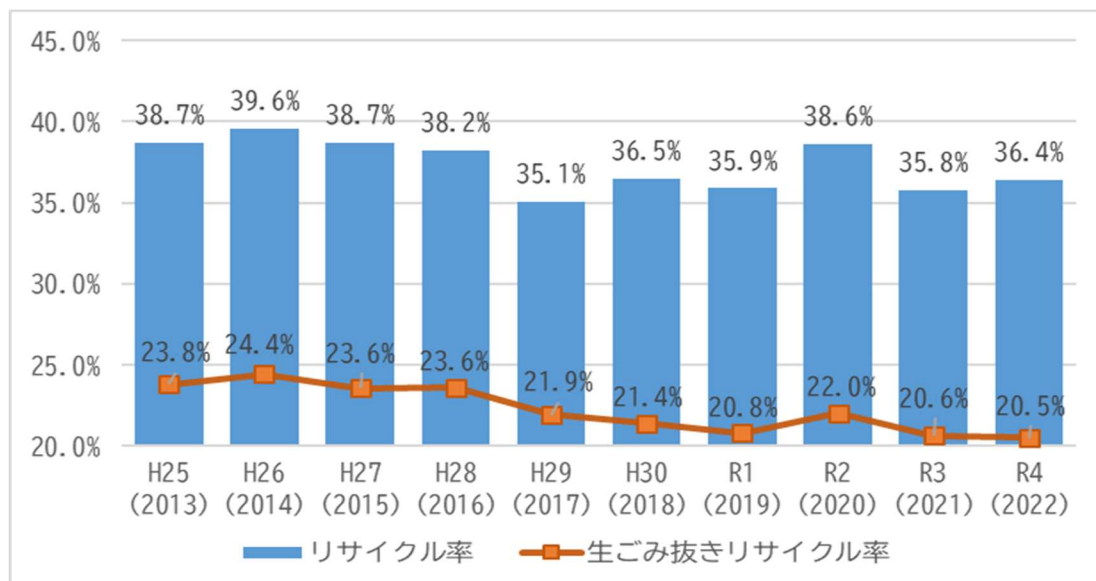


図2-1-2-8 本市のリサイクル率の推移

3) 焼却処理

令和元年に試運転を実施した焼却施設は、令和2年4月から本稼働しています。

表2-1-2-7 本市の焼却処理実績 (単位: t)

	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
家庭系一廃	3,620	8,006	8,174	7,839
事業系一廃	660	2,464	2,852	2,759
産廃	0	2,321	1,719	1,612
合計	4,280	12,792	12,745	12,210

4) 埋立処理

埋立処理量の推移は、図2-1-2-9のとおりです。

平成30年度までは概ね横這いで推移し、令和元年度は焼却施設の試運転で一部のごみが焼却されたことから、埋立処理量が約14,176トンに減少しています。令和2年度の焼却施設の本格稼働により、大幅に埋立処理量は減少しました。

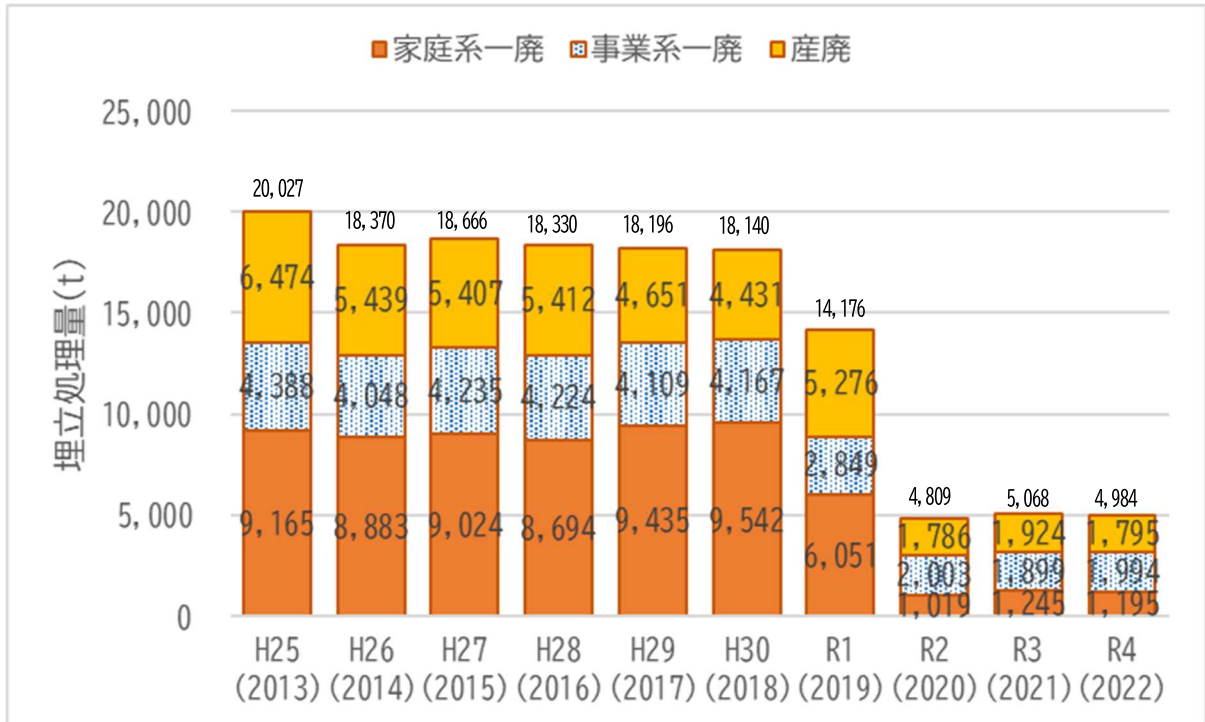


図2-1-2-9 埋立処理量の推移

3. 施策の実施状況

ごみ処理に係る施策は、表2-1-3-1のとおりです。

表2-1-3-1 本市のごみ処理施策の実施状況

区分	施策名称	具体的施策	取組事項
排出抑制	実践者から将来を担う子どもまでの意識啓発・情報提供・環境教育	町内会・市民団体等との協働による情報提供・環境教育	ごみ減量大作戦の発行など、広報によるごみ減量化やリサイクルの特集記事の掲載。ごみ処理に関する啓発用DVDの作成と各種団体等への貸し出、市内の小中学校及び高校、大学、専門学校への配布
	一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料の見直し	適正な料金体系の構築	各種のごみ処分手数料については検証の上、必要に応じて料金改定を実施
再利用・再生利用	小型家電の回収	小型家電の窓口回収	小型家電を市役所・支所・出張所の窓口にて回収し、レアメタル（希少金属）などの再利用を行っている
	集団資源回収の拡大・強化	体制整備とネットワークの強化及び普及・啓発	町内会をはじめとする各種団体が集団資源回収に参加しており一定の成果が出ている。奨励金は、平成24年度以後1キログラム当たり3円、また紙製容器包装について平成26年度から1キログラム当たり6円に増額し、取り組みを推進している
	事業系一般廃棄物の分別資源化	再資源化委託業者への搬入指導	古紙、金属くずは有価物として、剪定枝は堆肥化施設への搬入指導を行っている
	産業廃棄物の分別資源化	搬入時の検査・確認及び民間資源化処理施設への搬入指導	産業廃棄物についても資源化が可能な物については有効利用を徹底指導している
エネルギー回収	生ごみから発生するバイオガスの有効活用	バイオガスの回収と効率的な利用	平成24年4月から生ごみの分別収集と処理施設でのバイオガス化を実施
適正処理	適切なごみ処理システムの構築	焼却処理体制整備及び循環資源の適正処理、有効活用の構築	建設地や処理コストなど様々な角度から検証し、中島松地区に焼却施設を建設し、令和2年4月から本稼働している
	環境美化等推進員の登録制度	廃棄物及び資源物の分別並びに排出マナーの向上に関する活動、活動状況報告等	クリーンウォーキングへの参加や町内会一斉清掃を実施。令和5年3月末時点で85名が登録
	ごみの適正処理の推進	廃棄物の減量化及び資源化に関する啓発	広報、SNSによる市民周知。ごみ・リサイクル収集カレンダーでの分別、資源化等の周知
	集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度の導入	優良保管場所の認定による適正分別及び排出マナー遵守の推進	優良保管場所認定制度を実施。令和5年3月末時点で40件認定

4. ごみ処理の評価

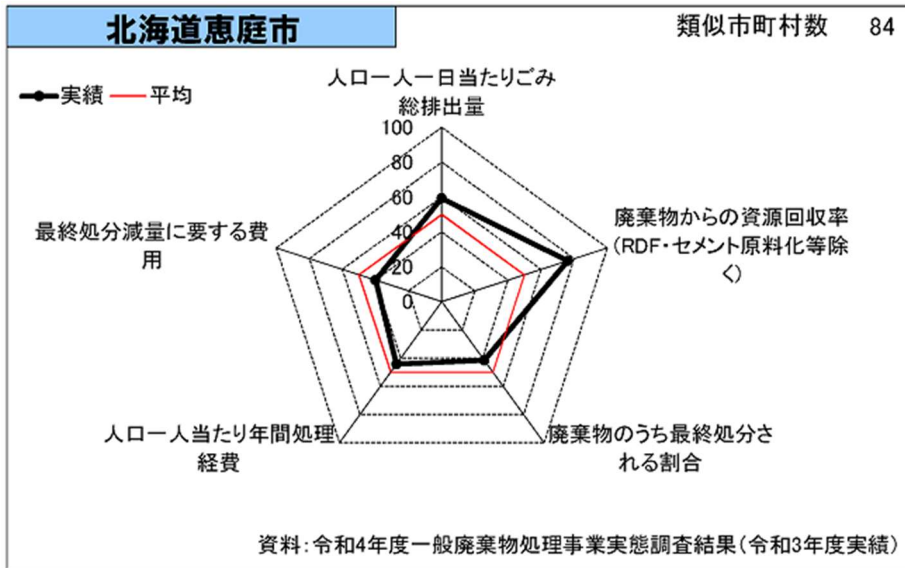
環境省による「市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール」を利用し、都市形態が類似する84自治体(人口5~9万)と、本市(令和3年度)のごみ処理実績の比較・評価を簡易的に行いました。

表2-1-4-1 ごみ処理状況の類似市町村との比較

標準的な指標	①人口1人1日当たりごみ排出量 (kg/人・日)	②廃棄物からの資源回収率 (t/t)	③廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	④人口1人当たり年間処理経費 (円/人・年)	⑤最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.859	0.181	0.083	13,492	44,189
最大	1.288	0.466	0.714	27,717	87,935
最小	0.661	0.041	0	7,955	21,435
標準偏差	0.114	0.075	0.088	3,251	11,816
本市	0.753	0.377	0.158	15,335	56,008
偏差値	59.3	76.1	41.5	44.3	40.0

※) 資源回収率は,RDF・セメント原料化等を除く値

- ① 1人1日当たりのごみ排出量 : 0.753 kg/人・日で、比較的少ない
- ② 廃棄物からの資源回収量率 : 0.377 t/t で、平均の約2倍と大きい
- ③ 最終処分される割合 : 0.158 t/t で、平均の約2倍と多い
- ④ 1人当たりの年間処理経費 : 15,335 円/人・年で、若干高い
- ⑤ 最終処分減量に要する費用 : 56,008 円/t で、若干高い



※) レーダーグラフ中の黒線が本市の実績、赤線は類似市町村の平均

出典：環境省「市町村一般廃棄物処理システム計画支援ツール」(令和3年度実態調査結果)

図2-1-4-1 ごみ処理システム分析比較表(恵庭市と類似市町村 令和4年度)

「①1人1日当たりのごみ排出量」が「0.753kg/人・日で平均値(0.859kg/人・日)であり比較的少ないと言えます。

また、「②廃棄物からの資源回収率」は、生ごみを資源化しているため平均の約2倍と高くなっています。

5. ごみ処理の課題

(1) ごみの減量化・資源化

本市の令和3年度における「人口1人1日当たりごみ排出量」は、類似市町村の平均を下回るものの、更なるごみの発生量の削減に向け、市民、事業者と一体となって取り組む必要があります。

また、資源化はある程度の成果を上げているものの、燃やせるごみ・燃やせないごみへの資源物の混入が少なからず見られることから、適正分別の推進によりさらなる資源化を進めることができます。

更には、ガス缶など危険ごみとして排出する廃棄物について、施設及び収集運搬での事故防止と施設の長寿命化を図るため、適正分別の必要性を一層広めていく必要があります。

(2) 収集運搬・ごみ処理施設

ごみ処理施設や収集については、焼却施設の稼働により変化したごみ量やごみ質に即した管理運営のあり方について、経済性・効率性の観点から検討し、デジタル化を取り入れながら、ごみ処理体制を維持していくことが必要です。

焼却施設の本稼働や焼却施設で発生する余熱の活用を開始により、循環型社会の形成を目指したごみ処理が一層推進されたところです。

焼却施設以外の施設については、供用年数とともに経年劣化が進んでいることから、計画的な点検、維持補修による長寿命化を図りながら安定的な施設運営に努めるとともに、ランニングコストの低減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(3) ライフスタイルや社会状況の変化

人口減少や高齢化、核家族化の進行により、今後は高齢者のごみの排出や遺品整理などの増加が予想されます。

また、激甚な自然災害が頻発しており、有事において災害廃棄物処理計画を実効性あるものとするための内容の拡充、周辺自治体等との連携の強化といった課題もあります。

さらには、新型コロナウイルスの感染拡大はこれまでの経済社会システムを大きく変化させました。

このほかにも様々な要因により、ごみの量や性状の変化などが起こりうることから、社会情勢や経済状況の変化に適切に対応していく必要があります。

第2節 計画策定の基本的考え方

1. ごみ処理の理念

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められるなど、世界的には持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための取り組みが進められています。

また、国においても、「第五次環境基本計画」（平成30年4月）を策定し、循環型社会形成に関連する戦略として「食品ロスの削減」、「廃棄物の適正処理の推進」を明示しているほか、地域循環共生圏形成による地域活性化などによる持続可能な社会づくりとの統合的取組のため、施策の基本的方針を定める「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）が策定されるとともに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機として、プラスチック資源循環促進法（令和3年6月）が成立し、令和4年4月から施行されています。

これらの情勢を踏まえ、本市では市民・事業者・市が協力して「3R+ Renewable（持続可能な資源）」などのごみの減量化・資源化と脱炭素化の取り組みを並行して進めるとともに、適正なごみ処理を行っていきます。

基本理念

ごみの発生抑制・適正処理の推進により資源循環のすすむまち
～みんなで作る循環型都市えにわ～

2. 基本方針

本市では、3つの基本方針により、循環型社会の形成を目指します。

(1) ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進

ごみの減量化・資源化のために、「3R+Renewable」や、「Reduce（減らす）」につながる「Refuse（必要ないものは断る）」、「Repair（修理して使う）」、「Rental（借りる）」といった取り組みを促進し、資源循環の推進に努めます。

(2) 効率的な収集運搬と適切な施設運営

戸別収集方式を基本とした収集運搬体制と焼却施設、リサイクルセンターなどのごみ処理施設について、社会情勢に応じて適切に運営するとともに、エネルギーの有効活用を図り、再生利用や循環型社会の形成に取り組むこととします。

(3) 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

超高齢化の進展や大規模災害への備え、脱炭素社会の構築などの新たな課題を解決するため、市民・事業者・市が課題を共有し、ライフサイクル全体での資源循環の実現に取り組むこととします。

3. ごみの発生抑制・資源化目標

本計画におけるごみ発生抑制・資源化目標は、表2-2-3-1のとおりとします。また、国と北海道のごみ発生抑制・資源化目標と本市の中間目標との比較は、表2-2-3-2に示します。

短期目標年次、目標年次のリサイクル率は、全国・全道の目標値を上回ると予測されますが、紙類の資源化量が減少する影響から、目標年次は短期目標年次より低下する見込みとなっています。

表2-2-3-1 ごみの排出抑制・資源化目標

項目	現況 (令和4(2022)年度)	短期目標年次 (令和7(2025)年度)	目標年次 (令和12(2030)年度)
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	695	693	686
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量* (g/人・日)	512 (346)	497 (335)	491 (327)
リサイクル率 (%)	36.4	37.7	37.2

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量()内は、生ごみ、資源物、集団資源回収を除く値を示す。

表2-2-3-2 国・道の排出抑制・資源化目標との比較

目標年次	恵庭市(短期目標) 令和7(2025)年度	国 令和7(2025)年度	北海道 令和6(2024)年度
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	693	850以下	900以下
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量* (g/人・日)	497 (335)	— (440以下)	550以下 (—)
リサイクル率 (%)	37.7	—	30以上

※ 国の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、集団回収量、資源物等を除く値を示す。

4. 今後のごみ総排出量及び処理量の見込み

(1) 将来人口（人口ビジョン2019より）

本市における平成27年から5年毎の3階級別人口推計は、図2-2-4-1のとおりで、「老年人口の増加傾向」及び「年少人口・生産年齢人口の減少傾向」が進行していくものと推計しています。

また、平成27年から5年毎の人口構成（人口ビジョン2019）は、図2-2-4-2～2-2-4-5のとおりです。

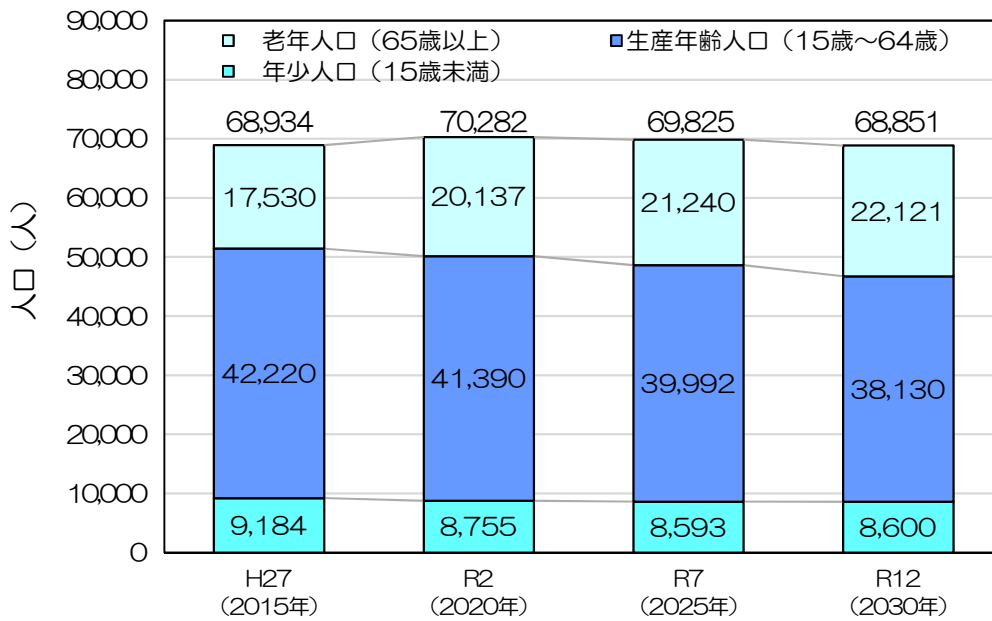


図2-2-4-1 人口構成の推移（恵庭市人口ビジョン2019）

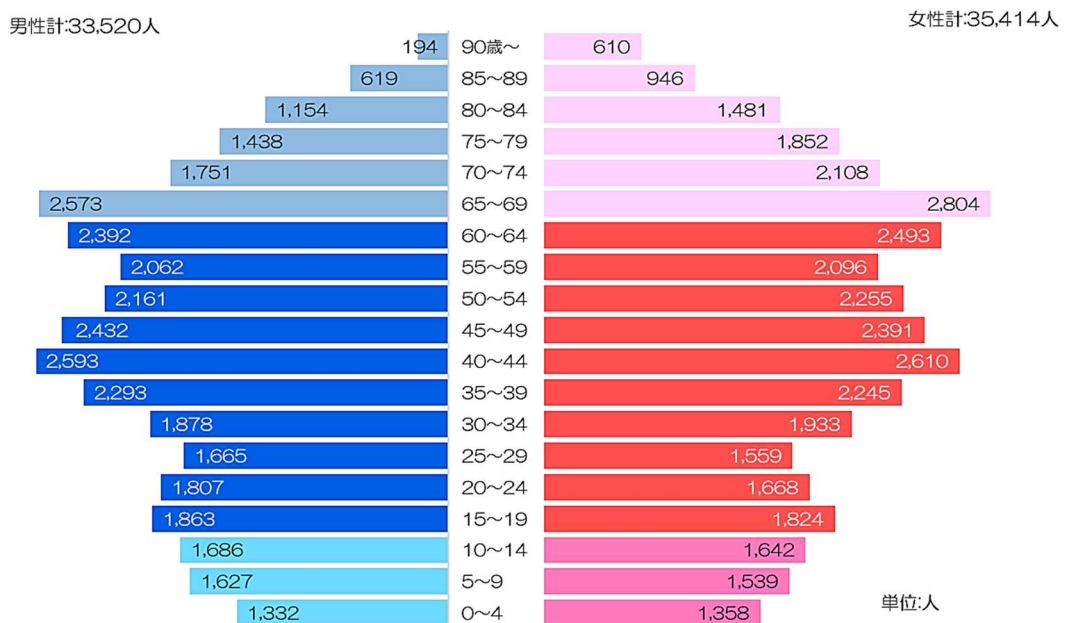


図2-2-4-2 恵庭市の人口構成（2015年）（恵庭市人口ビジョン）

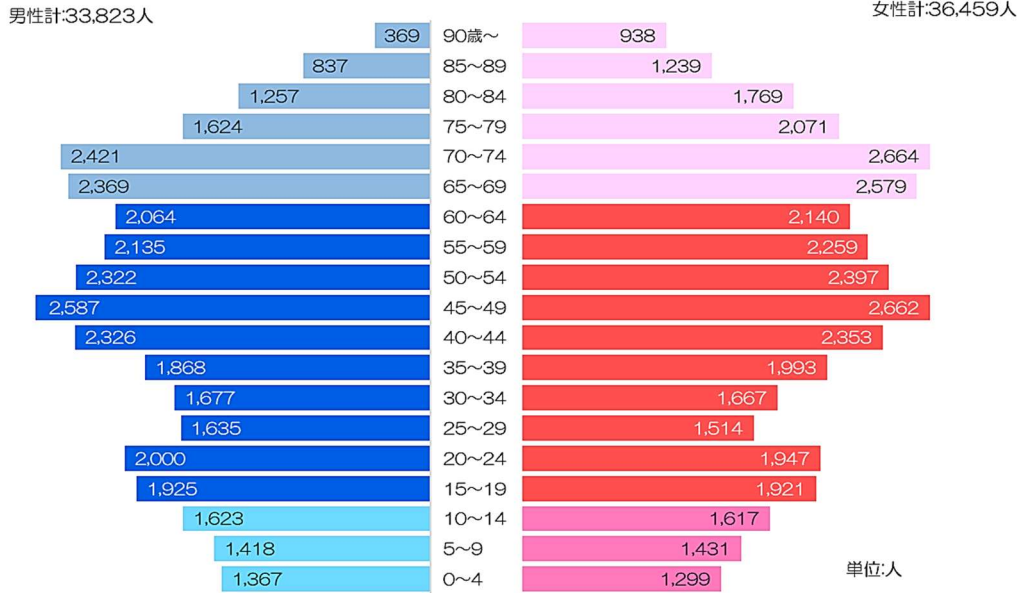


図2-2-4-3 恵庭市の人口構成 (2020年) (恵庭市人口ビジョン)

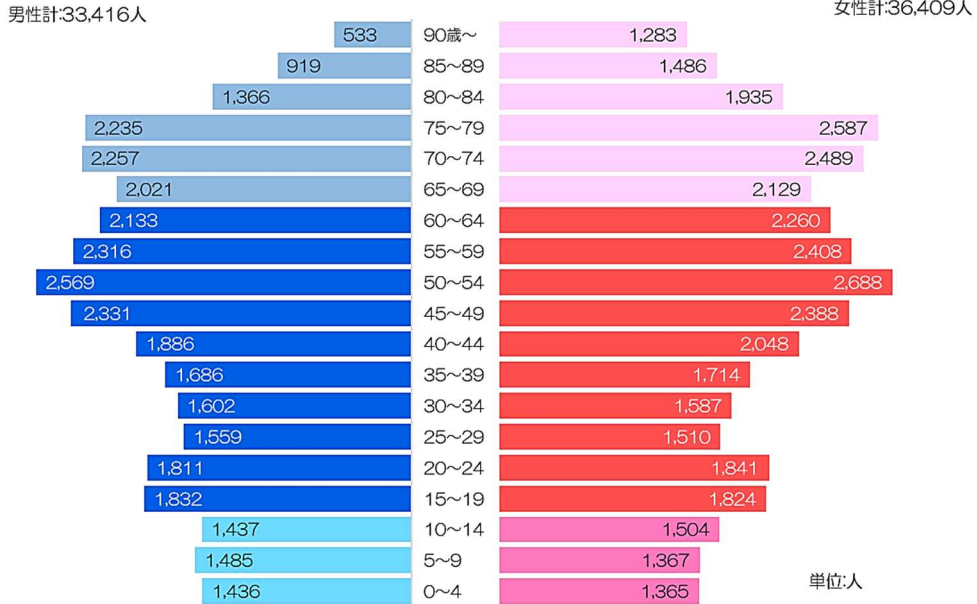


図2-2-4-4 恵庭市の人口構成 (2025年) (恵庭市人口ビジョン)

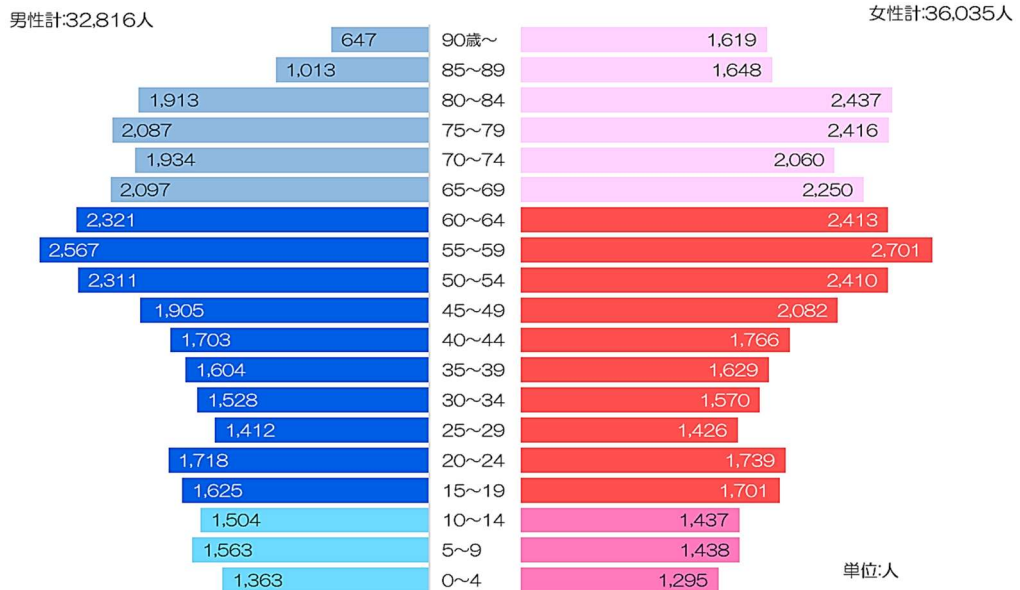


図2-2-4-5 恵庭市の人口構成 (2030年) (恵庭市人口ビジョン)

(2) ごみ総排出量

本市における一般廃棄物総排出量の計画値は、表2-2-4-1のとおりです。
過去の実績から算定した総排出量としました。

表2-2-4-1 一般廃棄物の総排出量

項 目		単位	令和4年度 (2022)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)		
年間日数		日	365	365	365		
人 口		人	70,069	69,825	68,851		
※1) 排出原単位 家庭系廃棄物	収 集	燃やせるごみ	g/人・日	298	313	307	
		生ごみ	g/人・日	78	83	83	
		燃やせないごみ	g/人・日	18	18	18	
		粗大ごみ	g/人・日	14	13	13	
		資源物	g/人・日	87	88	89	
	直接搬入	燃やせるごみ	g/人・日	0	0	0	
		燃やせないごみ	g/人・日	15	15	15	
		資源物	g/人・日	1	1	1	
家庭系廃棄物 年排出量	収 集	燃やせるごみ	t	7,629	7,979	7,720	
		生ごみ	t	1,987	2,112	2,082	
		燃やせないごみ	t	452	458	452	
		粗大ごみ	t	368	336	332	
		資源物	t	2,237	2,255	2,238	
		小 計	t	12,672	13,140	12,824	
	直接搬入	燃やせるごみ	t	0	0	0	
		燃やせないごみ	t	394	379	374	
		資源物	t	18	28	27	
		小 計	t	412	407	401	
	合 計		t	13,084	13,547	13,225	
	事業系廃棄物 年排出量	事業系	燃やせるごみ	t	1,374	1,385	1,366
			生ごみ	t	1,338	1,319	1,301
			燃やせないごみ	t	142	128	126
資源物			t	5	70	70	
小 計			t	2,859	2,902	2,863	
その他		燃やせるごみ	t	0	0	0	
		燃やせないごみ	t	0	0	0	
		資源物	t	0	0	0	
		ボランティア	t	可燃162 不燃 17	可燃150 不燃 19	可燃150 不燃 19	
合 計		t	3,039	3,071	3,032		
収集量+直接搬入量		t	16,123	16,618	16,257		
集団資源回収		t	1,654	1,702	1,484		
一般廃棄物総排出量		t	17,777	18,320	17,741		
1人1日当たりの ごみ排出量		g/人・日	695	719	706		
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量※2)		g/人・日	512 (346)	532 (359)	526 (353)		
リサイクル率		%	36.4	37.7	37.2		

※1) 家庭ごみの排出原単位は、収集と直接搬入の合計量で算出した。
 ※2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量()内は、生ごみ、資源物、集団資源回収を除く値を示す。
 ※3) 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。
 ※4) 総排出量は、収集量、直接搬入量及び集団資源回収の合計を示す。

また、産業廃棄物については、景気や経済活動などによる変動が大きく、排出量・搬入量とも予想が困難であることから、令和元年度の分別変更以降の実績、直近令和4年度により算定した搬入量が、一定の値で推移するものと計画します。

表2-2-4-2 産業廃棄物の計画搬入量

項目	単位	令和4年度 (2022)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)
燃やせるごみ	t	1,612	1,612	1,612
燃やせないごみ	t	1,522	1,522	1,522
合計	t	3,134	3,134	3,134

第3節 計画における具体的方策に関する事項

1. 市民・事業者・市の役割

循環型社会の形成のためには、市民、事業者、行政のすべてが協力しあい、実現へ向けて積極的に取り組むことが必要です。

市は率先して排出抑制・再資源化に取り組むとともに、市民・事業者の取り組みを促進・支援していきます。

① 市民の役割

市民は、これまであった大量消費・廃棄型の生活様式を見直すため、購入・消費・廃棄時において、ごみになる物の受取辞退や物を長く使うことなどに努め、資源物の分別排出を進める2Rを優先した6Rを実践し、循環型社会の形成に取り組むことが期待されます。

そのため、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって、社会や経済情勢、地球環境に影響を及ぼしうることなど、自らが循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動することが必要となります。

② 事業者の役割

事業者は、市と協働して適正な分別排出やごみの減量化に向けた取組みに積極的に努めるとともに、特に製造業者・小売事業者においては、製品製造段階での減量化、過剰包装・容器包装の抑制、リユース容器の利用・回収促進などによる廃棄物の発生抑制、再使用しやすい製品の製造や導入、6Rの実践を促す情報発信やサービスの提供などにより、消費者の循環型社会形成への生活様式定着を進める取り組みを推進することが求められます。

また、これらの事業活動に伴って生ずる廃棄物については、排出者責任の原則により適正処理することが必要となります。

③ 市の役割

市は、排出されたごみについては可能な限り資源化するとともに、資源化できないものについては適切に処理します。

そのために、ごみの分別・収集体制については経済性・効率性の観点から適宜必要な見直しを行い、環境に配慮した安定的なごみ処理体制の維持・運営に努めます。

また、市民及び事業者に対して、ごみの発生抑制・再利用・資源化を推進するための意識啓発や、必要な情報の収集・発信を行うとともに、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策を立案・実施することとします。

2. 基本方針を踏まえた方策

(1) ごみの発生抑制と再利用・再生利用の推進



表2-3-2-1 ごみの発生抑制と再利用・再生利用の推進

No	方策	内容
1	ごみの減量化・資源化に係る意識啓発・情報発信	<p>ごみの発生抑制と再利用・再生利用の推進のため、各種紙・デジタル媒体、ホームページ及びごみ分別事典等での周知の他、町内会や市民団体、教育機関等を対象とした出前講座や施設見学を行い、ごみの減量や分別、処理に掛かる費用などに関する啓発を行います。</p> <p>このほかにも、不適正な分別による異物混入の防止のため、ごみ処理施設に関することなど、ごみ処理全般に係る情報発信を行います。</p>
2	適切なおみ処理手数料の設定	「排出抑制、再資源化の促進」、「公平性の確保」、「市民や事業者の意識改革」等の観点から、適切なおみ処理手数料を検証し、必要に応じた見直しを行います。
3	資源化の促進に向けた取り組み	<p>生ごみや資源物の分別収集・小型家電や古着の回収等により、可能な限り資源化を実施します。また、資源物の民間回収拠点等の情報提供を行うとともに、ケミカルリサイクルによるボトルtoボトルの推進など、官民協働での資源化の取り組みを進めます。</p> <p>また、集団資源回収登録団体への奨励金の交付や資源化に関する情報提供を通じ、集団資源回収の更なる活性化を図るとともに、地域の実情に応じた資源化の促進に努めます。</p>
4	地域・事業者との連携	<p>町内会、環境美化等推進員、教育機関、集合住宅オーナー及び管理会社と連携し、不法投棄・不適正排出対策に努めます。</p> <p>特に集合住宅については、不適正ごみの排出抑制のため、優良保管場所認定制度において、ステーションの適正管理の推進を支援しています。</p> <p>また、事業者との処理委託契約書の締結や、製造・流通・販売段階での過剰包装削減等の取り組みを促進していきます。</p>
5	分別意識向上のためのSNS等の活用	簡単に適正分別に取り組み、分別意識を向上することができるよう、SNSやアプリ等を活用した家庭ごみの分別周知のほか、ごみ検索サイトの普及等を促進していきます。

(2) 効率的な収集運搬と適切な施設運営



表2-3-2-2 効率的な収集運搬と適切な施設運営

No	方策	内容
1	経済的・効率的な分別や収集運搬体制の検討	ごみ処理施設の維持管理手法の検討と併せて、分別や収集ルートでの収集運搬体制について検討します。
2	粗大ごみ申し込みのオンライン化の検討	<p>国のデジタルガバメント実行計画[*]において、「処理件数が多い」、「住民等の利便性向上」や「業務の効率化」効果が高いと考えられる、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の例として挙げられていることから、今後導入の検討をします。</p> <p>※デジタルガバメント実行計画：データ環境の整備や行政手続きのオンライン化などを実現するために制定された施策。</p>
3	焼却施設の適切な運営	長期包括的管理運営による利点を活かし、適切な維持管理を実施するとともに、不適物防止に向けたPRや実態調査を実施することで施設の安定稼働を図り、可燃物の適正処理を進め、最終処分量を縮減していきます。
4	ごみ処理に伴うエネルギー回収と有効利用	焼却施設における維持管理手法の見直しによる共通停止期間の短縮やごみの適正分別の周知により熱エネルギーやバイオガス発生量を安定的に確保し、下水道事業と連携した循環型処理システムの取組みを継続していきます。
5	安定的で経済性・効率性を考慮したごみ処理施設の維持管理手法の検討	施設の安定的稼働に向けて必要な機器の更新を進めるとともに、長期的にごみ処理体制を確保するため、施設の再整備や運営手法の検討を進めていきます。

(3) 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み



表2-3-2-3 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

No	方策	内容
1	少子高齢化社会への対応	福祉関係者と連携した高齢者や単身者のごみ出し支援や、大量の遺品の適正処理が困難なケースへの対応などを検討していきます。
2	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、適切な見直しを継続的に行い、発災時に迅速な対応を行えるよう、平時から災害に備えた準備や体制の構築等に努めます。
3	食品ロスの削減	食品ロスを削減するために食品を買いすぎない、自宅や飲食店における食べ切りの実践等、市民・事業者等と連携しながら取り組んでいきます。
4	プラスチック資源循環への対応	化石燃料由来のプラスチック製品からの転換としてバイオマスプラスチックへの素材変更（ごみ袋）や、プラスチック資源循環促進法の趣旨も踏まえた廃プラスチックの適正処理に資するリサイクルシステムの取り組みなど、国の動向を注視しつつ、経済性・効率性の観点を考慮した検討を行い、地域の実情に応じた対応を実施します。
5	今後懸念される様々な課題への対応	<p>持続可能な社会を目指した国際協調の取組みが進められていることを踏まえ、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策の立案・実施に取り組んでいきます。</p> <p>また、自らも事業者として、バイオマスプラスチックを使用したごみ袋の導入やグリーン購入などのカーボンニュートラルに資する取り組みを実行するなど、地方公共団体に期待される役割を果たしていきます。</p>

第4節 収集・運搬計画に係るごみ分別の基本的な考え方

1. 家庭系廃棄物

家庭系廃棄物の分別収集区分と処理方法は、表2-4-1-1のとおりです。

本市では家庭系分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、地域における容器包装廃棄物の3R+Renweable（再生可能な資源への代替）を推進する目的で、市民・事業者・家庭市の3者が責任を分担することを示しています。

なお、資源物の分別区分は国の施策等を踏まえ適宜見直しを行い、効率的で安定的な処理を行っていきます。

表 2-4-1-1 家庭ごみの種類と処理方法など

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（委託）	市（委託）	焼却	市（委託）	埋立
燃やせないごみ	市（委託）	—	—	市（委託）	埋立
危険ごみ	市（委託）	市（委託）	選別	市（委託）	埋立
粗大ごみ	市（委託）	市（委託）	破碎磁選 焼却	市（委託）	埋立
生ごみ	市（委託）	市（委託）	破碎分別	—	—
プラスチック容器包装	市（委託）	市（委託）	選別 圧縮梱包	—	—
ペットボトル・缶・びん	市（委託）	市（委託）	選別 圧縮梱包	—	—
紙パック	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—
ダンボール	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—
新聞ちらし・雑誌・本	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—
蛍光管・LED水銀使用廃製品	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—
電池	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—

2. 事業系廃棄物

事業者が排出するごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則として、排出者が減量化・資源化に努め、市の施設に搬入するときは、自ら搬入するか、収集運搬業許可業者へ委託し搬入するものとします。

表2-4-2-1 事業系廃棄物の種類と処理方法など

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	排出者許可業者	市（委託）	焼却	市（委託）	埋立
燃やせないごみ	排出者許可業者	市（委託）	破碎磁選	市（委託）	埋立
生ごみ	排出者許可業者	市（委託）	破碎分別	—	—
資源物	排出者 許可業者 資源回収業者	市（委託） 資源化業者	選別 圧縮梱包	—	—

第5節 適正な処理を実施するための基本的な計画

1. 収集・運搬計画

(1) 基本方針

分別排出の周知徹底を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬を安全かつ衛生的に実施します。

(2) ごみの収集対象区域

ごみの収集対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

(3) ごみ収集・運搬の機材

ごみの収集・運搬業務は、委託により行います。また、ごみ質やごみ量の変化、受入れ体制の変更などの状況が大きく変化した場合においては、効率的収集・運搬体制を検討し、必要に応じて見直しを行います。

また、ごみの収集・運搬車両を更新する際には、委託業者に次世代自動車の導入を推奨します。

2. 中間処理計画

(1) 基本方針

令和2年度から焼却施設が本稼働したことから、資源化できるものは極力資源化し、資源化できないものは焼却処理を中心とする減量化・減容化を図り、最終処分場への負担を軽減することとします。

また、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるための方策を講じます。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法は、表2-5-2-1のとおり実施しています。

表2-5-2-1 中間処理の方法

ごみの種別	処理方法	中間処理施設	
燃やせるごみ	焼却	焼却施設	
生ごみ	破碎分別	生ごみ・し尿処理場	
危険ごみ	選別	ごみ処理場(最終処分場)	
粗大ごみ	可燃性	破碎 焼却	焼却施設
	不燃性	破碎磁選	ごみ処理場(最終処分場)
資源物	選別 圧縮梱包 コンテナ積替	リサイクルセンター	

「燃やせるごみ」は、令和2年度より焼却処理を行っており、焼却後に発生する焼却灰等の残渣は、最終処分場で埋立処分を行います。令和2年度以降、「燃やせるごみ」、「可燃性粗大ごみ」、「生ごみ」と「資源物」から発生する残渣のうち可燃性の残渣は、焼却施設で減容化しています。

「生ごみ」は、引き続き生ごみ・し尿処理場で、破碎分別後し尿処理施設の混合槽へ移送し、その後し尿・浄化槽汚泥とともに、下水終末処理場に圧送し、バイオガス化を行います。破碎分別により発生した残渣は、焼却施設に搬入し、焼却処理を行います。

「可燃性粗大ごみ」は焼却施設内に設置した切断機で破碎し、焼却処理します。

「不燃性粗大ごみ」は破碎機で破碎し、金属などのリサイクルできるものについては、資源化を目指します。

「資源物」は、リサイクルセンターで選別、圧縮、梱包などの処理を行った後、民間業者に引き渡して資源化します。

(3) 中間処理量

中間処理施設に係るごみ処理量の見込みは、表2-5-2-2のとおりです。

表2-5-2-2 中間処理施設に係るごみ処理量の見通し

(単位：t)

施設名		令和4年度 (2022)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)
リサイクルセンター		2,091	2,353	2,335
生ごみ・し尿処理場		3,295	3,431	3,383
焼却施設	一般廃棄物	10,598	11,010	10,723
	産業廃棄物	1,612	1,612	1,612
	小計	12,210	12,622	12,335
中間処理計	一般廃棄物	15,984	16,794	16,441
	産業廃棄物	1,612	1,612	1,612
	合計	17,596	18,406	18,053

注) 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

3. 最終処分計画

(1) 基本方針

「不燃性粗大ごみ」、「燃やせないごみ」と中間処理施設から発生する不燃性残渣、焼却灰等は最終処分場で埋立処理します。

今後できるだけ資源化・減量化することによって最終処分量を低減し、最終処分場の延命を図っていく方針です。

(2) 最終処分量

本市の最終処分量の見通しは、表2-5-3-1のとおりです。

表2-5-3-1 最終処分量の見通し

(単位：t)

種 別		令和4年度 (2022)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)
収集+直接搬入	一般廃棄物	1,351	1,152	1,137
	産業廃棄物	1,525	1,522	1,522
	小 計	2,876	2,674	2,659
中間処理残渣	一般廃棄物	1,838	1,976	1,934
	産業廃棄物	270	267	261
	小 計	2,108	2,243	2,195
最終処分計	一般廃棄物	3,189	3,128	3,071
	産業廃棄物	1,795	1,789	1,783
	小 計	4,984	4,917	4,854

注) 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

第6節 ごみ処理施設の整備に関する事項

1. 中間処理施設及び最終処分場

(1) 中間処理施設の整備

リサイクルセンターは、びん・缶・ペットボトル及びプラスチック製容器包装の減容保管施設として、平成12年から供用していますが、機械設備の老朽化や受け入れる資源物の形質・量の変化への対応などにより、資源化を継続するためには早期に対策が必要な状況であり、効率的な運営手法の検討も含め、大規模改修又は再整備について検討を進めていきます。

生ごみ・し尿処理場は、バイオガス化によるエネルギーの有効利用を継続するため、安定的な稼働に向けた計画的な機器更新を行うとともに、今後の運営体制については、下水道事業への統合など経済的合理性についても検討を進める必要があります。

焼却施設については、長期包括的管理運営により計画的な補修更新を実施することで、施設の延命化を図っていきます。

(2) 最終処分場の整備

現在供用中の最終処分場については、機器更新や清掃など計画的な維持管理を実施し、環境に対する影響・負荷が増大しないよう必要な計測・監視を実施するとともに、計測データについてはホームページなどで公開します。

次期最終処分場整備については、既存の処分場隣接地を整備候補地とし、安全性や経済性の観点から、必要容量や整備手法などについて検討を行い、整備に向けた準備を進めていきます。

第3章 食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

「食品ロス」とは、まだ食べられるのにも関わらず捨てられる食品のことです。

我が国において、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の小売店や外食店の普及により、生産・製造・販売・消費等の各段階において毎日大量の食品ロスが発生しています。

国の推計では、令和3年度に全国で年間523万トン¹の食品ロスが発生しており、国民一人当たりで換算すると年間42kgになります。

この問題は国際的にも注目されており、世界の食料廃棄量は年間約13億トン²、飢えや栄養不良などの理由で苦しんでいる人々は約7.7億人³に上ります。

こうした食品ロス削減に向けた関心が国際的に高まる中、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」では、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」の項目において、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」が国際目標として設定されました。

国においては、国民運動として食品ロスの削減を推進するために、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)が施行され、令和2年3月には、食品ロス削減推進法に基づき、国や地方公共団体の食品ロス削減推進の意義、基本的方向性等を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」が定められました。

また、北海道では、「北海道食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定し、食品ロス発生量を、平成29年度の約33万トンから令和12年度に26万トンまで削減することを目標にしています。

本市においても、「恵庭市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制を進める上で重要である“食品ロス削減”に向けて、市、市民、関係機関・団体、事業者と協働し、様々な立場から主体的かつ計画的に食品ロス削減を推進していくために、「恵庭市食品ロス削減推進計画」を策定します。

¹ 消費者庁「食品ロス削減関係参考資料(令和5年6月9日)」

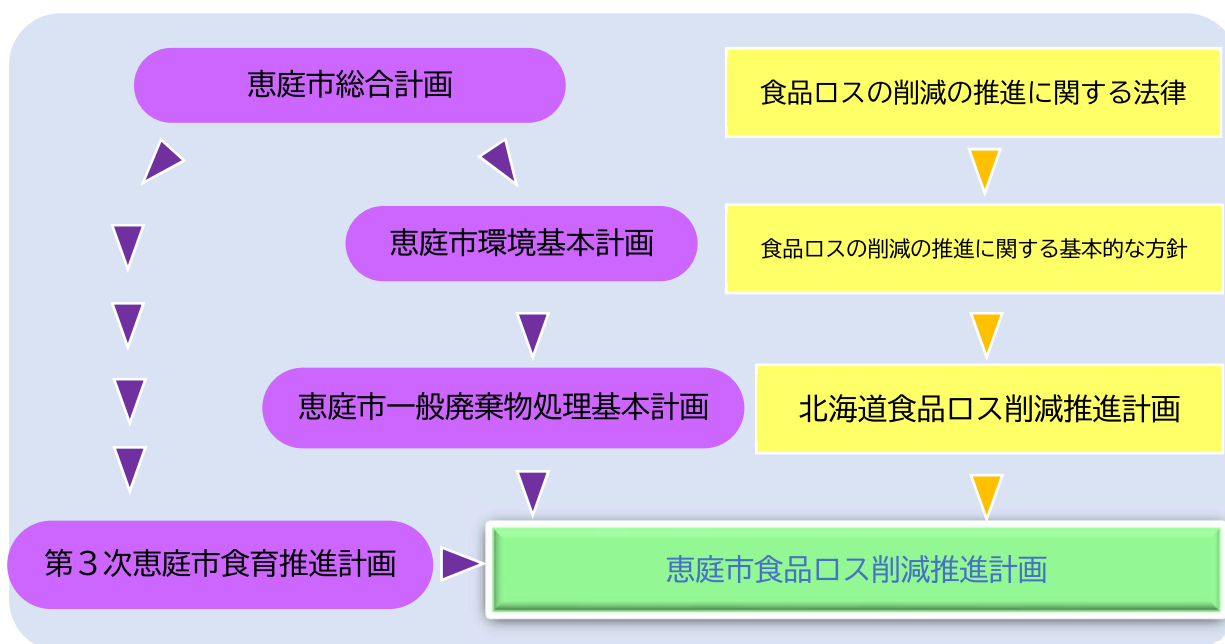
² 国連食糧農業機関(FAO)「世界の食料ロスと食料廃棄(2011年)」

³ 国連食糧農業機関(FAO)「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD(2022)」

2. 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

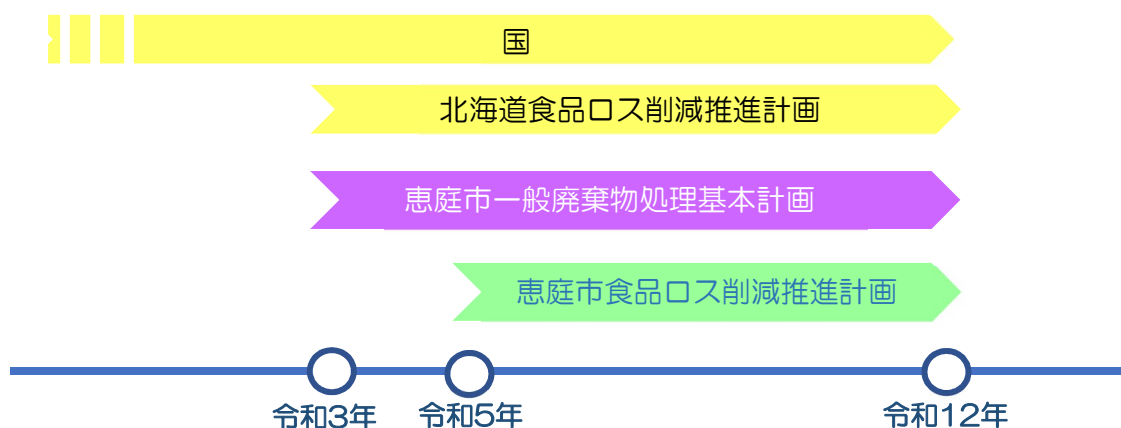
また、この計画は、「恵庭市一般廃棄物処理基本計画」における食品ロス削減に関する事項の個別計画として位置付けするとともに、「第3次恵庭市環境基本計画」、「恵庭市一般廃棄物処理基本計画」、「第3次恵庭市食育推進計画」等の関連計画との整合性を図るものとします。



3. 計画の期間

計画期間は、終期を国や北海道の目標年度、「恵庭市一般廃棄物処理基本計画」に合わせ、令和5年度(2023年度)から令和12年度(2030年度)までの8年間とします。

なお、計画期間内であっても、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関連する制度改正、計画策定の内容と大きく変わる事象が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



4. 食品ロス削減とSDGsとの関係性

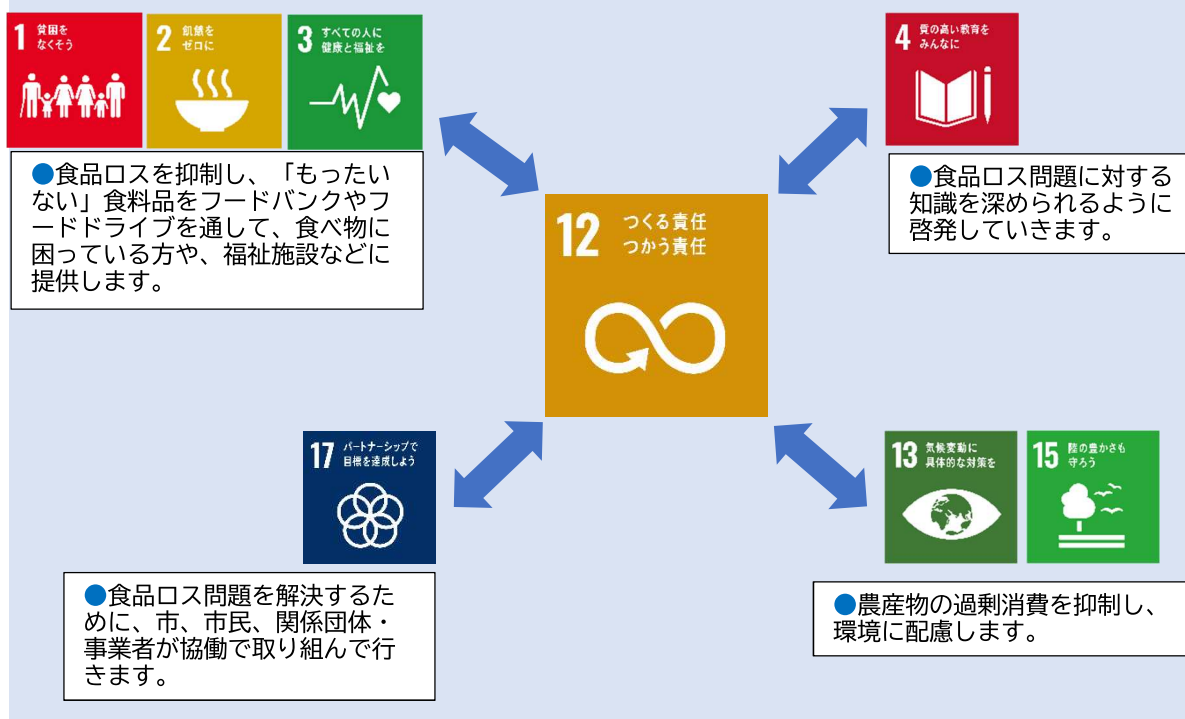
SDGsとは、社会・経済・環境の3つの側面から捉えられる17のゴールと169のターゲットから構成される、誰一人取り残さない持続可能なより良い未来を築くことを目指すための世界共通の目標です。

本計画でも、「第3次恵庭市環境基本計画」との調和を図りながら、このSDGsの考え方を活用し食品ロスの削減をすることで、経済・社会の諸課題を同時解決に繋げられるように取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と関連するゴール



第2節 食品ロスの現状

1. 食品ロスの現状(組成分析の結果)

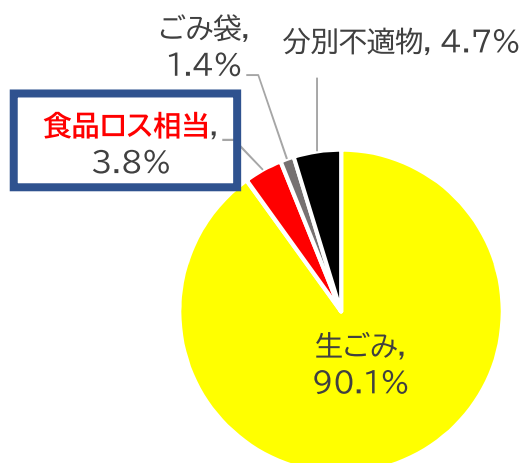
本市では、恵庭市内から発生する家庭ごみと事業ごみについて、ごみの種類別に組成割合を調査し、ごみの性状を把握するとともに、今後の廃棄物関係施策や市民への啓発活動のための基礎資料とすることを目的として、令和4年度にごみの組成調査を行いました。(本市における食品ロスの推計量は、この組成分析結果を用いて算出しています。)

① 家庭系食品ロスの推計量

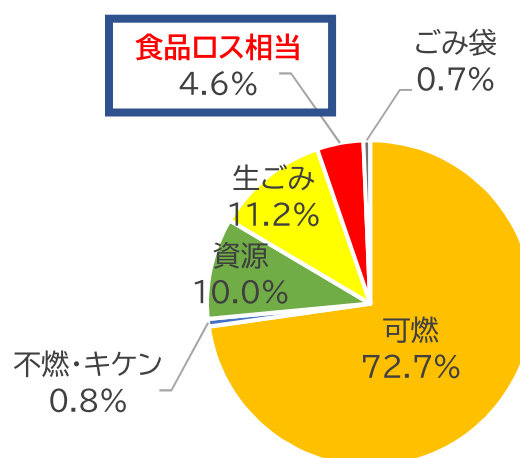
家庭系生ごみに含まれていた食品ロス相当(手つかずの食品)の割合は約 3.8%で、家庭系燃やせるごみに含まれていた食品ロス相当(手つかずの食品)の割合は約 4.6%でした。

令和4年度のそれぞれ(生ごみ・燃やせるごみ)の家庭ごみ量から食品ロスの推計量を試算すると年間約 426 トンとなります。

【家庭系生ごみの組成分析結果】



【家庭系可燃ごみの組成分析結果】



市内の家庭由来の食品ロス推計量

(R4年度)

426t/年

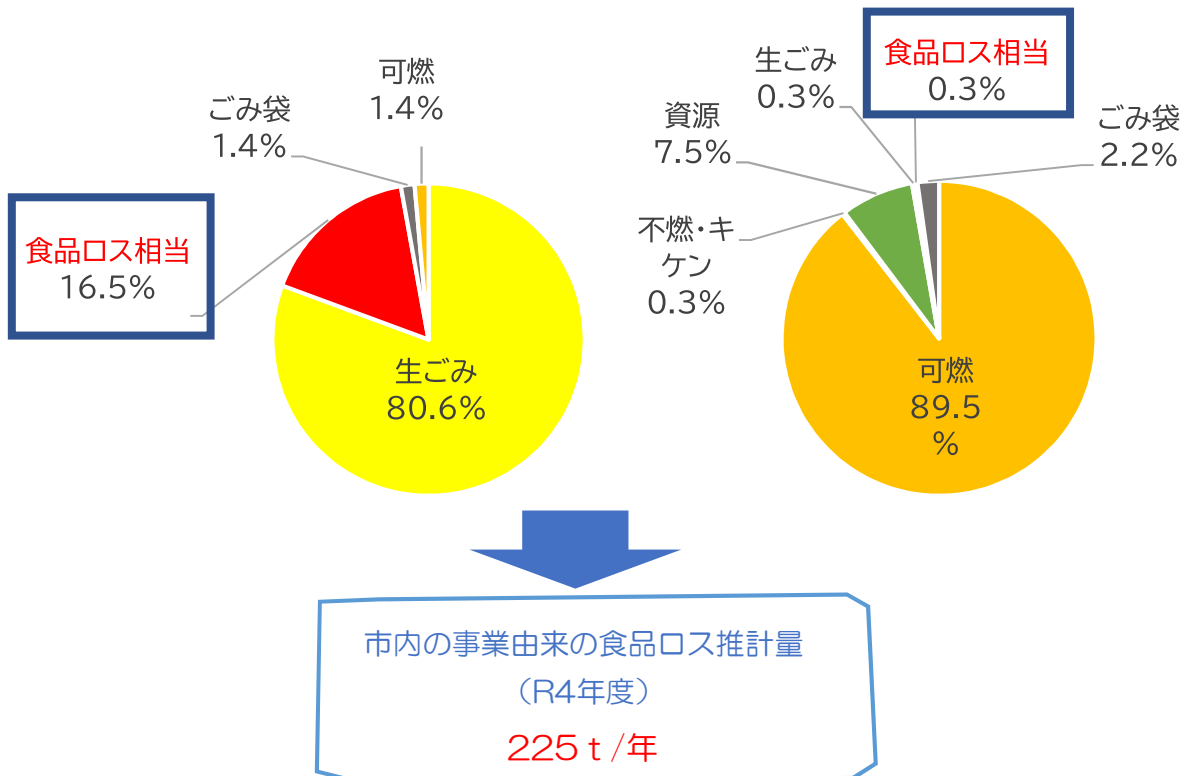
※家庭由来の年間食品ロス量：

$$(\text{家庭系生ごみ } 1,986.89 \text{ t/年} \times 3.8\%) + (\text{家庭系燃やせるごみ } 7,628.67 \text{ t/年} \times 4.6\%) \div 426 \text{ t}$$

② 事業系食品ロスの推計量

事業系ごみの調査結果では、生ごみに含まれていた食品ロス相当(手つかずの食品)の割合は約 16.5%で、燃やせるごみに含まれていた食品ロス相当(手つかずの食品)の割合は約 0.3%でした。

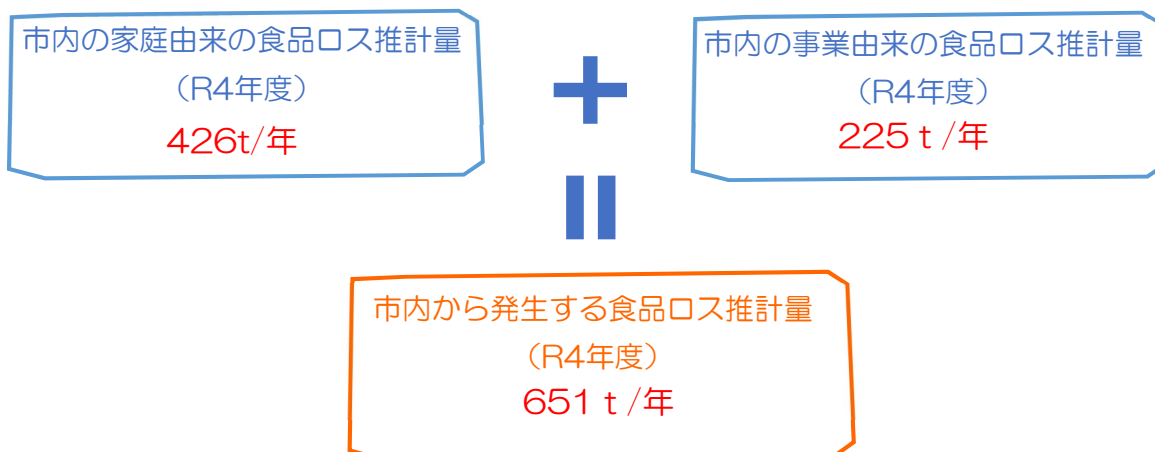
令和4年度のそれぞれ(生ごみ・燃やせるごみ)の事業系ごみ量から食品ロスの推計量を試算すると年間約 225 トンとなります。



※事業由来の年間食品ロス量：

$$(\text{事業系生ごみ } 1,338.2 \text{ t/年} \times 16.5\%) + (\text{事業系燃やせるごみ } 1,535.85 \text{ t/年} \times 0.3\%) \approx 225 \text{ t}$$

③ 市内から発生する食品ロスの推計量



2. 食品ロスに関するアンケート調査

① 市民アンケートの結果（令和3年度実施） ※食品ロスに関わる設問のみ抜粋

■対象

無作為抽出の18歳以上の市民2000人

■アンケートの回収期間

発送：令和3年9月3日

提出期限：令和3年10月1日

■回収結果

配布数	返戻数	有効回収数	回収率 【有効回収数/(配布数-返戻数)】
2,000	13	1,005	50.6%

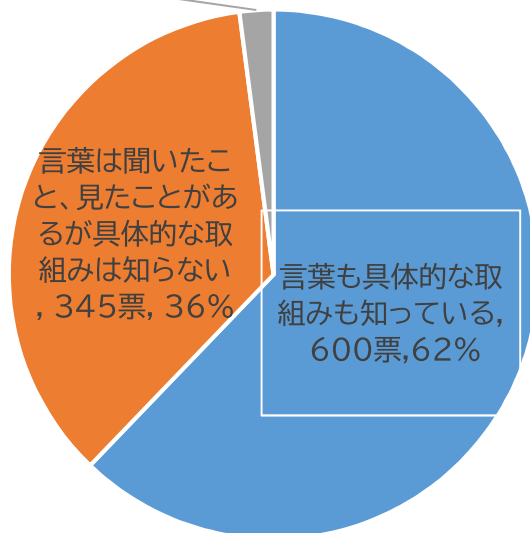
問7. いずれか一つに回答

「食品ロス」という言葉を知っていますか。

- 言葉も具体的な取組みも知っている
- 言葉は聞いたこと、見たことがあるが具体的な取組みは知らない
- 言葉を聞いたこと、見たこともない

言葉を聞いたこと、見たこともない、
20票, 2%

n=965



●「食品ロス」の認知度について、「言葉も具体的な取組みも知っている」と回答された方が62%であった一方、「言葉を聞いたこともない、見たこともない」の回答が2%であったことから、ほとんどの方が“食品ロス”について認識していることが窺えます。

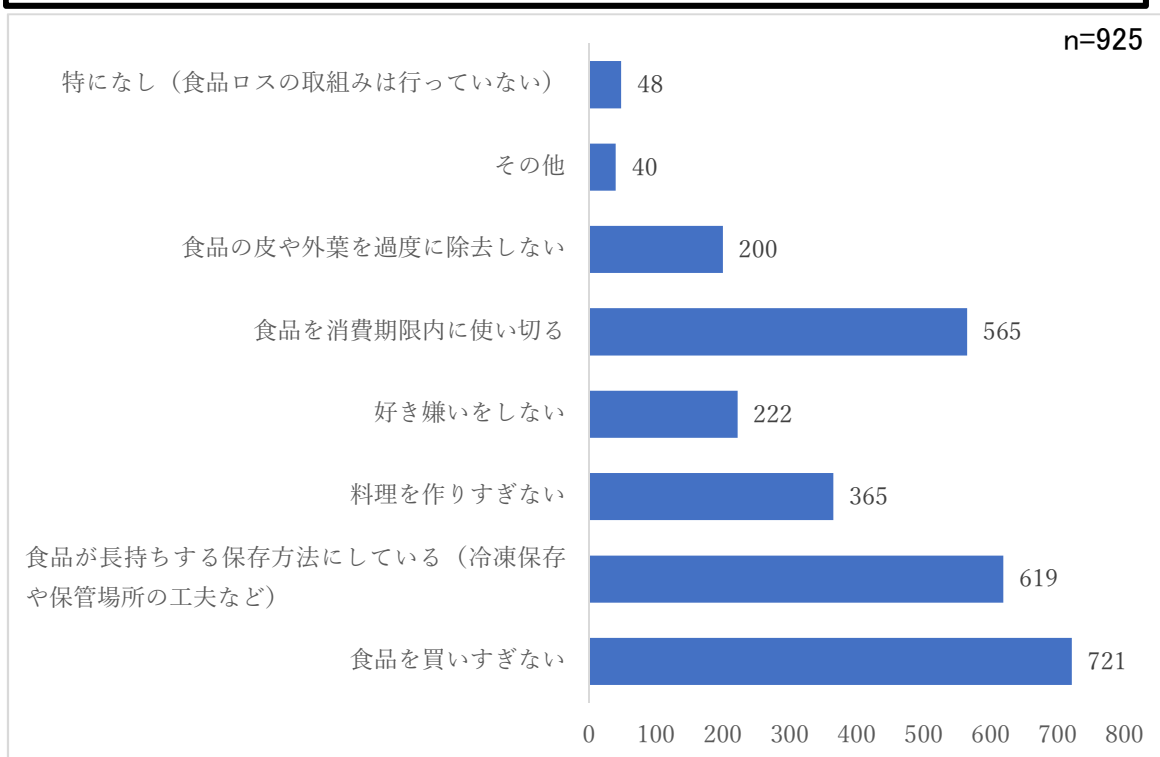
問8. 複数回答可

家庭での「食品ロス」に関してあなたが行っている取組みを教えてください。

- 食品を買いすぎない
- 食品が長持ちする保存方法にしている(冷凍保存や保管場所の工夫など)
- 料理を作りすぎない
- 好き嫌いをしない
- 食品を消費期限内に使い切る
- 食品の皮や外葉を過度に除去しない
- その他()
- 特になし(食品ロスの取組みは行っていない)



まだ食べられるのに、捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」といいます。日本では1年間に約612万トンもの食べ物が食品ロスとなっています。



●「食品を買いすぎない」(721票)、「食品が長持ちする保存方法にしている」(619票)は、問7「食品ロス」の認知度で「言葉も具体的な取組みも知っている」と回答された600票を超えており、認知度以上に何らかの形で食品ロスに取り組んでいることが窺えます。

●年齢別では、ご高齢になるほど、「食品が長持ちする保存方法にしている」や「料理を作りすぎない」、「食品の皮や外葉を過度に除去しない」の割合が高くなる一方、30歳代以下の若年層では「好き嫌いをしない」の割合が高くなる等、年齢別で傾向が異なります。

●住居形態別では、集合住宅より戸建て住宅の方が、「食品を買いすぎない」や「食品が長持ちする保存方法にしている」と回答した割合が高くなっています。

選択項目		食品を買いすぎない	所（冷凍保存や保管場所） （冷凍保存や保管場所） 食品が長持ちする保 存方法にしている保 存方法	食品を消費期限内に 使い切る	料理を作りすぎない	好き嫌いをしない	食品の皮や外葉を過 度に除去しない	特になし（食品ロス の取組みは行っていない）	その他
総計	人数	721	619	565	365	222	200	48	40
	回答率	77.9%	66.9%	61.1%	39.5%	24.0%	21.6%	5.2%	4.3%
20代 以下	人数	51	39	44	20	21	19	5	1
	回答率	66.2%	50.6%	57.1%	26.0%	27.3%	24.7%	6.5%	1.3%
30代	人数	98	81	80	42	38	23	7	4
	回答率	76.6%	63.3%	62.5%	32.8%	29.7%	18.0%	5.5%	3.1%
40代	人数	119	84	90	59	36	26	12	13
	回答率	71.7%	50.6%	54.2%	35.5%	21.7%	15.7%	7.2%	7.8%
50代	人数	135	115	100	68	37	38	7	8
	回答率	80.4%	68.5%	59.5%	40.5%	22.0%	22.6%	4.2%	4.8%
60代	人数	149	144	119	85	39	44	7	6
	回答率	79.7%	77.0%	63.6%	45.5%	20.9%	23.5%	3.7%	3.2%
70代 以上	人数	157	149	124	86	49	45	9	8
	回答率	86.3%	81.9%	68.1%	47.3%	26.9%	24.7%	4.9%	4.4%

選択項目		食品を買いすぎない	食品が長持ちする保 存方法にしている保 存方法（冷凍保存 や保管場所の工夫など）	食品を消費期限内に 使い切る	料理を作りすぎない	好き嫌いをしない	食品の皮や外葉を過 度に除去しない	特になし（食品ロス の取組みは行っていない）	その他
総計	人数	721	619	565	365	222	200	48	40
	回答率	77.9%	66.9%	61.1%	39.5%	24.0%	21.6%	5.2%	4.3%
戸建て住宅	人数	570	485	437	290	172	154	28	25
	回答率	79.7%	67.8%	61.1%	40.6%	24.1%	21.5%	3.9%	3.5%
集合住宅	人数	108	95	96	54	37	33	16	11
	回答率	68.8%	60.5%	61.1%	34.4%	23.6%	21.0%	10.2%	7.0%
その他	人数	4	5	3	0	1	2	1	1
	回答率	133.3%	166.7%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	33.3%	33.3%

② 事業者アンケートの結果（令和5年度実施）（一部抜粋）

■対象

市内の飲食・小売事業者 199者（飲食151者・小売48者）

■アンケートの回収期間

発送：令和5年7月31日

提出期限：令和5年8月21日

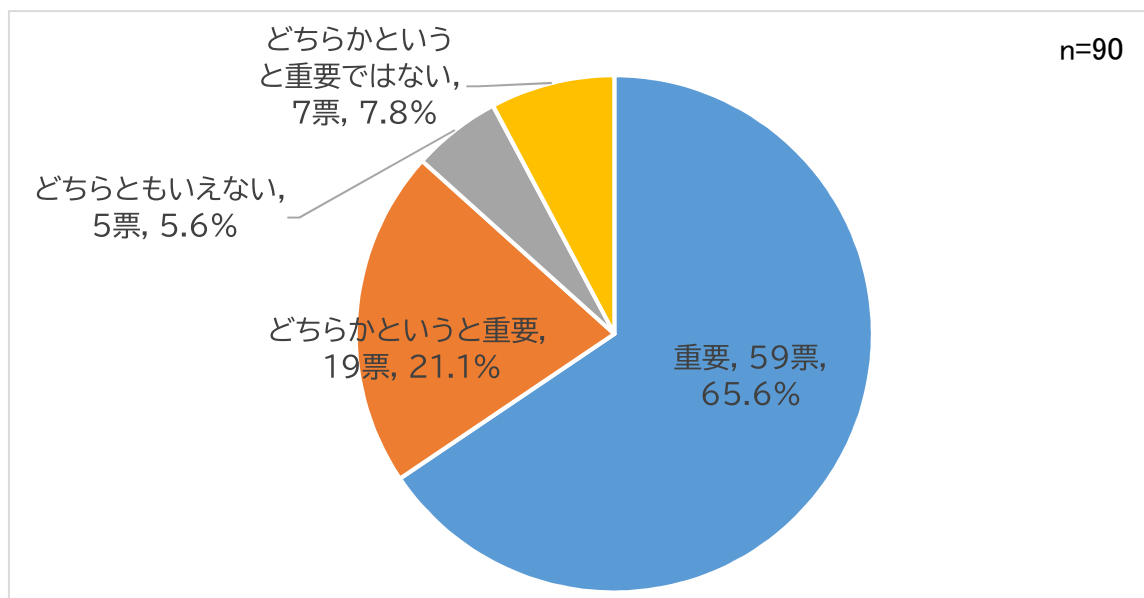
■回収結果

配布数	有効回収数	回収率 【有効回収数/配布数】
199	90（飲食67・小売23）	45.2%

問1

貴社・貴店において食品ロス削減はどの程度重要な課題か、当てはまるもの 1 つに☑をつけてください)

- 重要
- どちらかという重要
- どちらともいえない
- どちらかという重要ではない
- 重要ではない



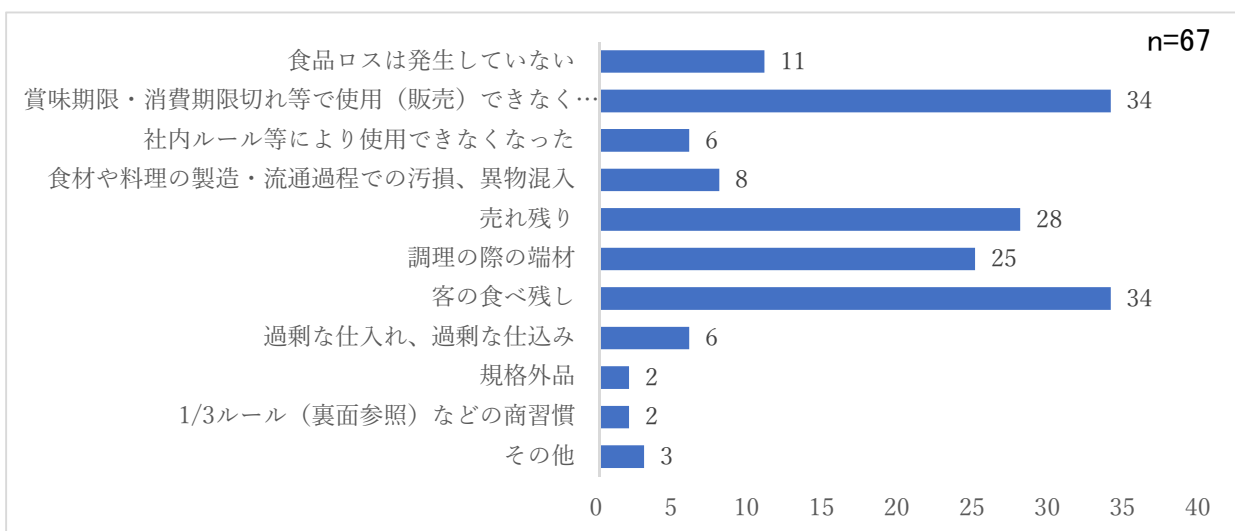
●「重要」または「どちらかといえば重要」と回答した事業者の合計が86.7%と、事業者全体の共通認識として“食品ロス削減”が浸透していることが窺えます。

問2

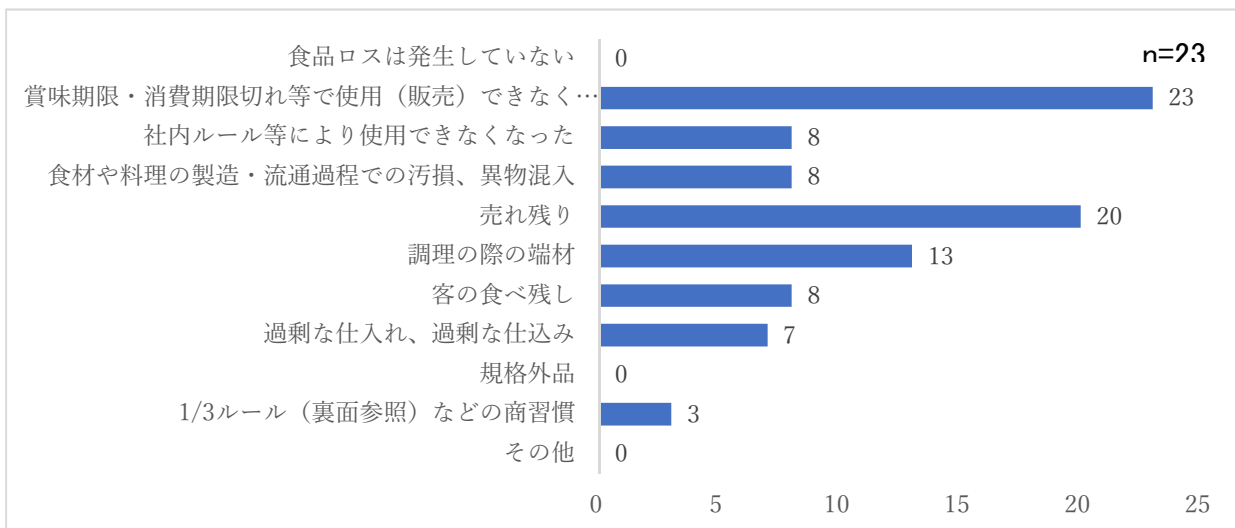
貴社・貴店において食品ロスが発生する要因について、当てはまるもの全てに☑をつけてください。

- 食品ロスは発生していない
- 賞味期限・消費期限切れ等で使用(販売)できなくなった
- 社内ルール等により使用できなくなった
- 食材や料理の製造・流通過程での汚損、異物混入
- 売れ残り
- 調理の際の端材
- 客の食べ残し
- 過剰な仕入れ、過剰な仕込み
- 規格外品
- 1/3ルール(裏面参照)などの商習慣
- その他

【飲食事業者】



【小売事業者】



●「賞味期限・消費期限切れ等で使用（販売）できなくなった」「売れ残り」「調理の際の端材」「客の食べ残し」の4つの要因の合計が全体の約3/4を占める結果でした。

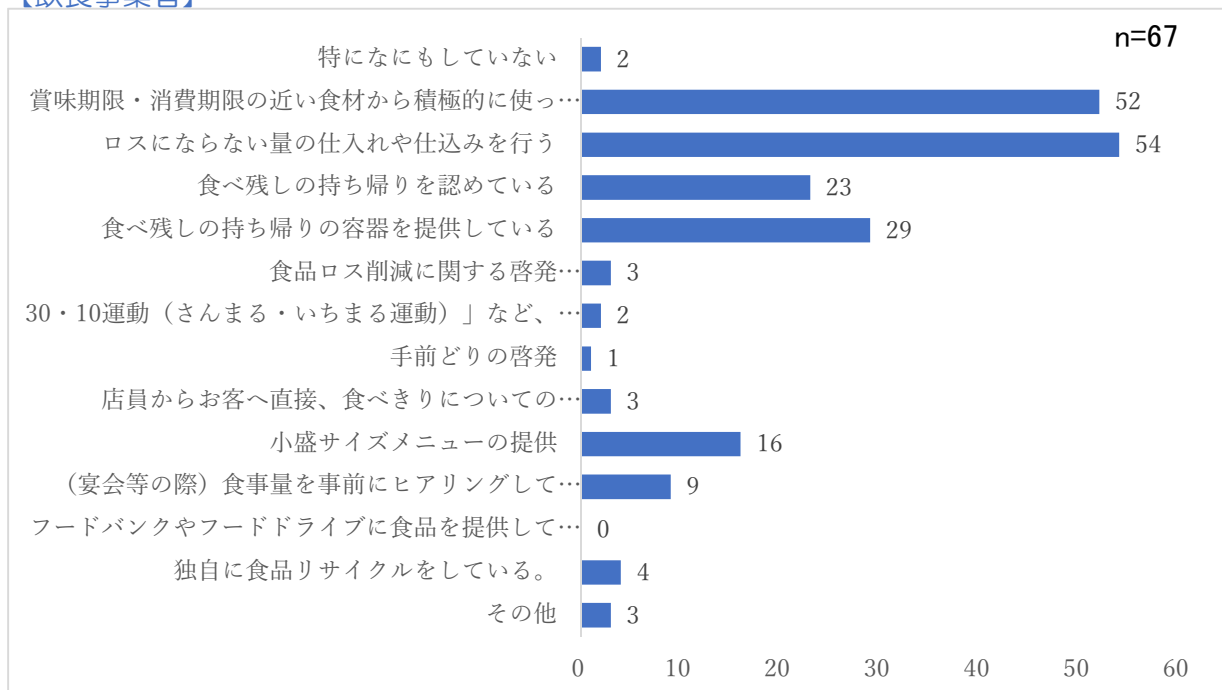
●「売れ残り」や「客の食べ残し」については、客の消費行動に因るところが大きいですが、「賞味期限・消費期限切れ等で使用（販売）できなくなった」「調理の際の端材」は、事業者側の努力で改善可能な部分が大いと思われれます。

問3

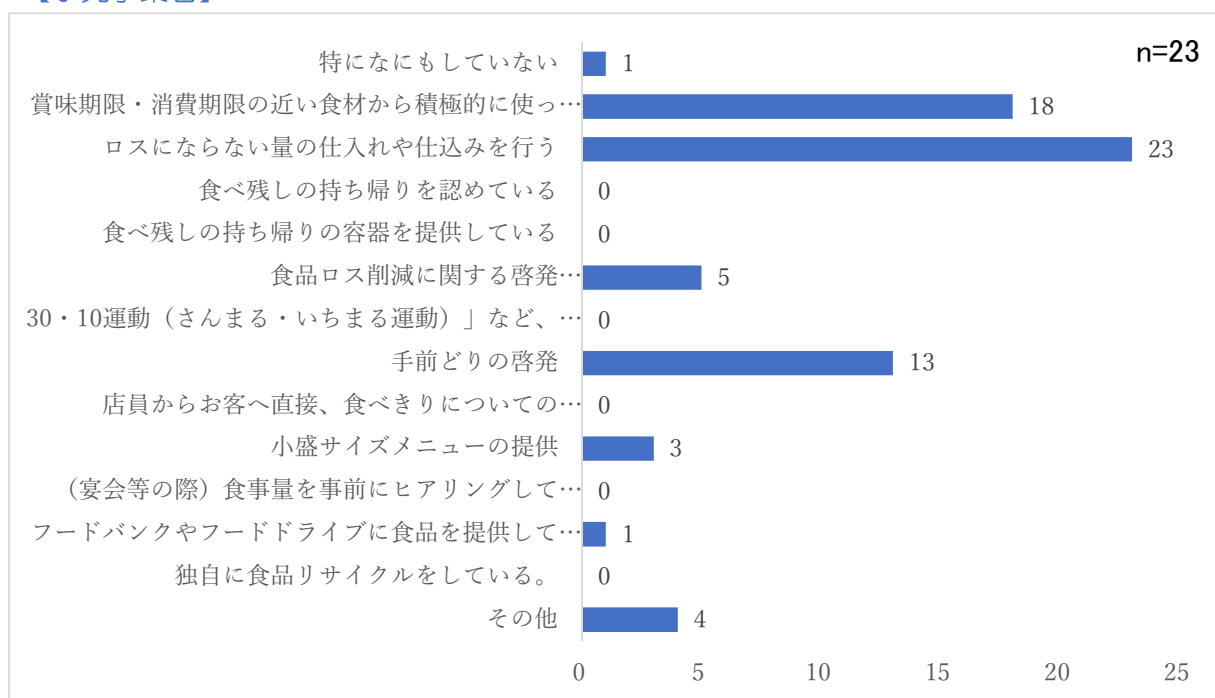
貴社・貴店において食品ロスの削減のために取組んでいる項目について、当てはまるもの全てにをつけてください。

- (イ) 特になにもしていない
- (ロ) 賞味期限・消費期限の近い食材から積極的に使っている
- (ハ) ロスにならない量の仕入れや仕込みを行う
- (ニ) 食べ残しの持ち帰りを認めている
- (ホ) 食べ残しの持ち帰りの容器を提供している
- (ヘ) 食品ロス削減に関する啓発(ポスター・チラシの掲示)をしている
- (ト) 「30・10運動(さんまる・いちまる運動)」など、たべきり運動の推進
- (チ) 手前どりの啓発
- (リ) 店員からお客へ直接、食べきりについてのアナウンスをしている
- (ヌ) 小盛サイズメニューの提供
- (ル) (宴会等の際)食事を事前にヒアリングして提供している
- (ヲ) フードバンクやフードドライブに食品を提供している
- (ワ) 独自に食品リサイクルをしている。
- (カ) その他()

【飲食事業者】



【小売事業者】



●「賞味期限・消費期限の近い食材から積極的に使っている」「ロスにならない量の仕入れや仕込みを行う」は、ほとんどの事業者が行っているという結果でした。また、問2で多くの事業者が食品ロスの発生原因として「賞味期限・消費期限切れ等で使用（販売）できなくなった」を選択していることから、『食品ロスの発生抑制の手段として認識し、実行しているが現実として発生してしまっている食品ロスがある』と考えられます。

●「食品ロス削減に関する啓発（ポスター・チラシの掲示）をしている」「30・10運動（さんまる・いちまる運動）」など、食べきり運動の推進を行っている事業者が少なかったことから、行政側が事業者側に啓発について働きかけることで、食品ロス削減に寄与する余地はあると考えられます。

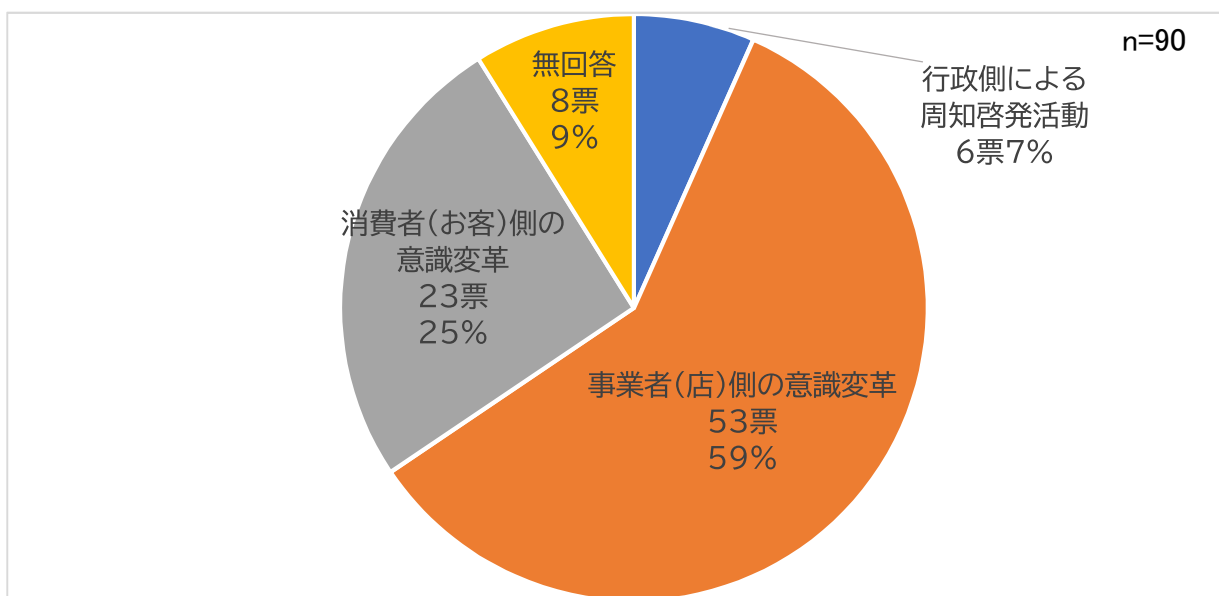
●小売事業者で回答があった23者のうち13者から「手前どりの啓発」と回答がありました。小売事業者においては、自主的な啓発がある程度行われていると思われます。

問 5

食品ロス削減のために下記のうちで最も必要だと思うことについて、当てはまるもの 1 つに

をつけてください

- 行政側による周知啓発活動(30・10 運動や食べきり運動、手前どりの啓発など)
- 事業者(店)側の意識変革(適切量の仕入れ・仕込みや、食べ残しの持ち帰りの促進など、事業者による取り組み)
- 消費者(お客)側の意識変革(食べきれる量の注文、購入など)

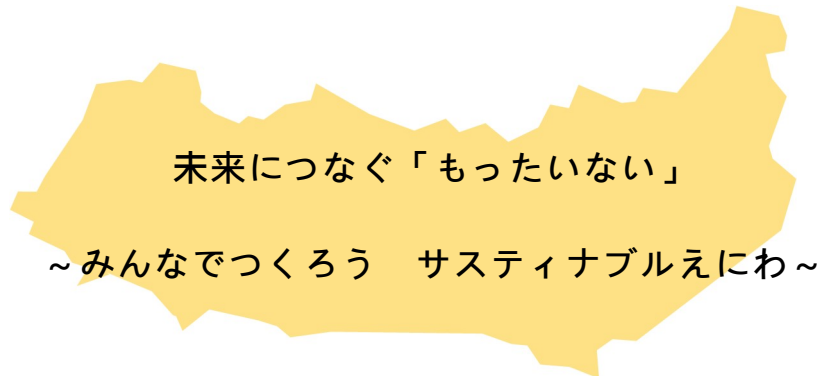


●「事業者（店）側の意識変革」が必要と答えた事業者が6割近くいることから、食品ロス削減の鍵は、事業者側がどのような取り組みを行っていくかが重要だと自覚している事業者が多いようでした。

第3節 計画の目指すもの

1. 基本理念

市民・事業者・関係団体・行政がそれぞれ役割を認識し、協力的に食品ロスに関連する課題の解決を図っていくため、誰もが日常において食への「感謝」と「大切さ」の気持ちを育むこと。恵庭の緑豊かで美しい環境を将来に亘って維持し、食文化や食べ物を大切にする「もったいない」の気持ちを未来の子どもたちにつないでいくまちの実現を図ります。



2. 施策

1. 食品ロス発生抑制のための普及啓発を図ります。

2. 食品廃棄物の資源循環の推進を図ります。

3. 食品ロス削減のための連携を強化します。

3. 各主体に期待される役割

■市民

- ・食品ロス削減の重要性について理解を深め、食品ロスに関する情報収集や市などが実施する施策へ積極的な参加をする。
- ・食材の購入量や外食等での注文量の見直しや工夫など、食品ロス削減に向けた自主的な取組みを実施する。
- ・手前どりや少量メニューの選択など、事業者が実施する食品ロス削減の取組みに対し協力をする。

■事業者

- ・食品ロス削減の重要性について理解を深め、食品ロスに関する情報収集や市などが実施する施策への積極的な参加、消費者への食品ロス削減の意識醸成や行動の促進をする。
- ・適正発注、売り切り・食べきり等、自らの業態に応じた食品ロス削減に向けた取組みを推進する。

■行政

- ・あらゆる主体に対して食品ロスに関する啓発や情報発信を行い、社会全体における食品ロス削減の機運を醸成する。
- ・食品ロスの削減について、市民・事業者・関係団体などと連携した取組みを推進する。
- ・食品廃棄物のバイオガス化発電による循環利用の推進。

4. 目標

国では、2000 年度を基準に 2030 年度までに食品ロス量を半減（980 万トン⇒489 万トン）する目標を設定しています。全国における食品ロス発生量は、2000 年度の 980 万トンから 2021 年度に 523 万トンに減少しており、2030 年度に目標の 490 万トンを達成するためには、2021 年度から 6.5%削減する必要があります。恵庭市においても、国の削減目標に合わせることにし、「2021 年度比で 2030 年度までに食品ロス発生量の 6.5%削減」を目標値として設定します。

年度	本市の食品ロスの量
2021年度	676t ^{※注}
2022年度	651t (家庭426t・事業225t)
2030年度 (目標年度)	632t (目標値)

2021年度⇒2030年度
6.5%減

※注 2021 年度の食品ロス発生量は、2021 年度の家庭系生ごみ・可燃ごみ、事業系生ごみ・可燃ごみの発生量に、2022 年度に実施した組成分析における「食品ロス相当」の割合をかけて算出しました。

※年間食品ロス量(2021 年度基準)

(家庭系生ごみ 2,126.75 t/年 × 3.8%) + (家庭系燃やせるごみ 7,129.87 t/年 × 4.6%) ÷ 455 t…A

(事業系生ごみ 1,310.28 t/年 × 16.5%) + (事業系燃やせるごみ 1,549.15 t/年 × 0.3%) ÷ 221 t…B

年間食品ロス量=A + B =676 t

第4節 食品ロス削減の施策

本計画では、施策を基に以下の取組みを行います。

施策	取組み
1. 食品ロス発生抑制のための普及啓発を図ります。	1-① 家庭および消費者に向けた情報発信 1-② 事業者に向けた情報発信
2. 食品廃棄物の資源循環の推進を図ります。	2-① 生ごみのバイオガス化処理の体制維持 2-② 食品リサイクルの取組みの推進
3. 食品ロス削減のための連携を強化します。	3-① 庁内関係部局間での連携 3-② 関係団体・事業者等との連携

1. 施策1 「食品ロス発生抑制のための普及啓発を図ります」

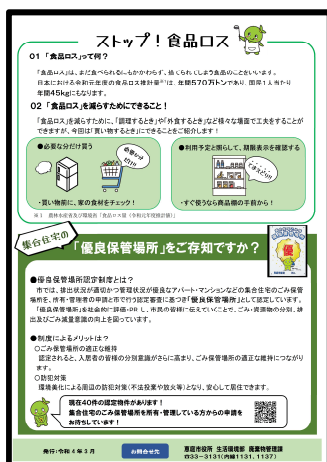
食べ物を無駄にしない意識や、食品ロス削減の必要性を認識する意識を醸成し、食品ロスの削減に向けた行動を市民・事業者が自発的に行うよう普及啓発を実施します。

1-① 家庭および消費者に向けた情報発信

- 「ごみ減量大作戦」(年に数回広報誌に同封してお届けするごみ減量等に関する啓発誌)等の媒体を活用した情報発信や啓発を実施します。
- 市のホームページに食品ロス削減に関する取り組みや情報等を掲載します。
- 「食育講座」等、食育の観点からの食品ロス削減事業を推進します。

1-② 事業者に向けた情報発信

- 消費者へ向けた「手前どり」や「3010 運動」など、食品ロスの発生抑制に向けた取り組みの実施について事業者に働きかけます。



ごみ減量大作戦



出典：農水省HP



出典：環境省HP

2. 施策2 「食品廃棄物の資源循環の推進を図ります」

食品ロス削減に取り組んだうえでも生じてしまう食品廃棄物については、食品リサイクルによる資源循環を推進します。

2-① 生ごみのバイオガス化処理の体制維持

○恵庭市では、平成24年から生ごみ（し尿・浄化槽汚泥と下水汚泥とともに）のバイオガス化処理を行っています。発生させたバイオガスは発電事業者へ売却され、発電した電力は電力会社へ売電されています。こうした食品廃棄物を資源として扱う体制の維持を通して、食品リサイクルによる資源循環を推進します。

2-② 食品リサイクルの取組みの推進

○家庭から発生する食品廃棄物の資源化について情報収集や、施策の実施について検討を行います。

3. 施策3 「食品ロス削減のための連携を強化します」

施策1および2に基づき取組みを進めるにあたっては、市内の関連部局間での連携のみならず、市民、事業者、関係団体等、様々な主体が協力して取り組むことが重要となります。

3-① 市内関係部局間での連携

○食品ロス削減市内連絡会議の開催による情報交換・情報共有を行います。

○恵庭市食育推進計画等、関係部局が推進する計画との調和を図りながら、食品ロスの削減について推進します。

3-② 関係団体・事業者等との連携

○関係団体等が行っているフードバンク・フードドライブ活動との連携を推進します。

○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携して食品ロス削減の取組みを推進します。

○イベントを通じた食品ロス削減の啓発を実施します。



市内大学の学園祭へのブース出展



消費生活展へのブース出展

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 はじめに

1. 恵庭市の特性等

本市は、穏やかな気候風土・豊かな自然環境に恵まれており、水資源についても、千歳川や漁川・島松川など多くの河川が市内を流れている状況です。

これらの河川の水質保全については、市内の7河川10地点で2か月ごとに生物化学的酸素要求量（BOD）などの定点観測を行うほか、漁川に関して「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」を制定するなど、水質汚濁の防止に努めているところです。

また、漁川ダム周辺における北海道開発局による水質測定及び貯水池の水質保全対策や、漁川水系の浄水場を管理する石狩東部広域水道企業団による取水口の定期的な水質検査なども行われており、これらの取り組みにより、良好な水質が保たれています。

第2節 基本方針

1. 生活排水処理に係る基本的理念

生活排水の処理は、一般家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理することが基本であり、都市部では公共下水道が中心です。

公共下水道計画区域外では、個別の浄化槽設備としてし尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の利用により、公共用水域の水質を保全しています。

基本理念

守ろう恵庭の豊かな水環境 ～生活排水の処理率向上をめざして～

2. 生活排水処理の基本方針

本市における生活排水処理は、適切な処理により河川への汚濁負荷を軽減し、持続的な循環型社会の構築を目指します。

具体的には、都市部においては概成[※]している公共下水道の維持、郊外部においては個別排水処理として合併処理浄化槽の整備を進めていくこととします。

※ 概成：公共下水道事業においておおむね整備が終わっていること

基本方針1 公共下水道事業の推進

持続可能な下水道サービスを提供するため恵庭市下水事業経営戦略の経営方針に基づき「経営基盤の強化」、「ストックマネジメントに基づく老朽化対策」、「地震対策」等を行います。

基本方針2 合併処理浄化槽整備の推進

公共下水道処理区域外では、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

基本方針3 し尿・浄化槽汚泥の資源化及び適正処理

し尿・浄化槽汚泥は、生ごみとともに生ごみ・し尿処理場にて前処理を行い下水終末処理場にて地域バイオマスとして下水汚泥と混合し、「バイオガス化」及び「排出汚泥の肥料化や熱回収資源化等」により有効利用を図ります。

3. 目標年次

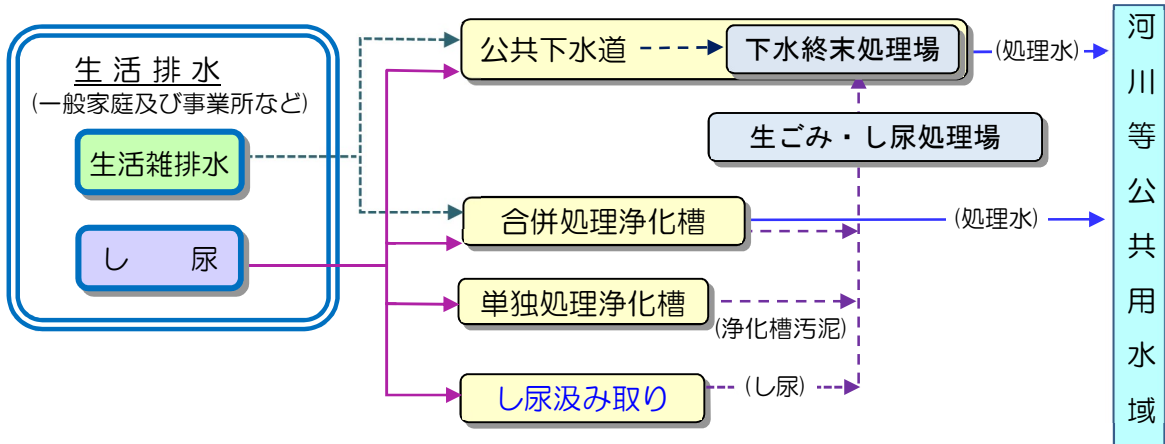
本市における生活排水処理基本計画における計画年次は、本市の総合計画（第5期）及び恵庭市公共下水道基本計画及び恵庭市公共下水道事業計画などを勘案し、令和12年度（令和7年度（中間））とします。

なお、社会情勢などによる変化が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

第3節 生活排水の排出の状況

1. 生活排水の処理体系

現在の本市における生活排水の排出及び処理体系は、生活雑排水は2つの方法（公共下水道、合併処理浄化槽）、し尿処理は4つの方法（公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り）で処理しています。



※ 生活雑排水とは、日常生活を行う過程で発生する風呂、洗濯、台所等からの排水

図3-3-1-1 生活排水の処理体系

2. 生活排水処理施設の整備状況

本市の下水道事業は、令和4年度末現在で約1,887haの計画区域で事業を進めており、恵庭下水終末処理場(昭和55年供用開始)に集約した施設整備を進め、令和4年度末の下水道処理人口普及率97.6%、処理区域内人口の水洗化率99.8%となっています。し尿・浄化槽汚泥は、生ごみと混合し、下水終末処理場へ移送しています。

<p>• 恵庭市し尿処理場 供用開始：平成元年2月 処理方式：生ごみと混合し 下水終末処理場へ移送 (H24年～) 処理能力：15kL/6時間 所在地：中島松460-1</p>	
<p>• 恵庭下水終末処理場 供用開始：昭和55年10月 処理方式：標準活性汚泥法 処理能力：47,500m³/日 所在地：中島松453</p>	

3. 生活排水の状況

(1) 公共下水道処理区域内人口の予測

本計画では、恵庭市公共下水道事業計画に合わせ、行政人口には人口ビジョン(2019)の値を用い、下記のとおり、公共下水道処理区域内人口を設定します。

(2) 公共下水道による生活排水の処理

公共下水道による生活排水の処理状況の推移(令和4年度末)は、表3-3-3-1に示すとおりです。

「公共下水道処理区域内人口」は、下水道が利用できる区域における現況人口であり、このうち実際に下水道を利用している人口を「公共下水道水洗化人口」といいます。

表3-3-3-1 公共下水道による生活排水の処理状況

区分	単位	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画処理区域面積	ha	1,881	1,881	1,887	1,887	1,887
整備済み処理区域面積	ha	1,854	1,866	1,868	1,875	1,875
行政人口	人	69,626	69,900	69,994	70,033	70,069
公共下水道処理区域内人口※	人	67,918	68,205	68,356	68,374	68,412
公共下水道水洗化人口	人	67,776	68,063	68,233	68,258	68,302
下水道処理人口普及率	%	97.5	97.6	97.7	97.6	97.6
処理区域内人口の水洗化率	%	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
水洗化率(行政人口比)	%	97.3	97.4	97.5	97.5	97.5

- 1) 公共下水道処理区域内人口：駐屯地内人口を含む
- 2) 下水道処理人口普及率：行政人口に対する公共下水道処理区域内人口の割合
- 3) 処理区域内人口の水洗化率：公共下水道処理区域内人口に対する公共下水道水洗化人口の割合
- 4) 水洗化率(行政人口比)：行政人口に対する公共下水道水洗化人口の割合

(3) 合併処理浄化槽による処理の状況

公共下水道計画区域外を主体とする下水道未整備地区における合併処理浄化槽の状況は、表3-3-3-2に示すとおりです。

公共下水道と合わせた整備率を示す、「生活排水処理率」は令和4年において98.9%です。

表3-3-3-2 合併処理浄化槽及び生活排水処理の状況

区分	単位	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
合併処理浄化槽稼働基数	基	310	314	314	319	320
公共下水道処理区域外人口	人	1,708	1,695	1,595	1,616	1,607
区域外合併処理浄化槽人口	人	992	992	993	1,012	1,008
区域内合併処理浄化槽人口	人	3	3	2	4	5
生活排水未処理人口 ¹⁾	人	855	842	766	759	754
合併処理浄化槽普及率 ²⁾	%	58.1	58.5	62.3	62.6	62.7
生活排水処理率 ³⁾	%	98.8	98.8	98.9	98.9	98.9

1) 生活排水未処理人口：行政人口から公共下水道水洗化人口、合併処理浄化槽人口を引いた人口

2) 合併処理浄化槽普及率：区域外合併処理浄化槽人口に対する公共下水道処理区域外人口の割合

3) 生活排水処理率：行政人口に対する公共下水道水洗化人口と合併処理浄化槽人口の割合

$$\text{生活排水処理率 (\%)} = \frac{\text{公共下水道水洗化人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政人口}}$$

(4) し尿等収集の状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理実績を表3-3-3-3に示します。

表3-3-3-3 し尿・浄化槽汚泥の処理実績

区分	単位	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
行政人口	人	69,626	69,900	69,994	70,033	70,069
し尿人口	人	712	699	623	616	611
合併処理浄化槽人口	人	995	995	995	1,016	1,013
し尿浄化槽人口	人	143	143	143	143	143
し尿処理量計	kL	2,886.00	2,989.45	2,363.45	2,470.10	2,704.95
浄化槽汚泥収集量	kL	1,597.30	1,485.00	1,417.90	1,486.80	1,595.90
年間処理量	kL	4,483.30	4,474.45	3,781.35	3,956.90	4,300.85

4. 生活排水処理に係る問題点など

(1) 施設の老朽化に伴う改築・維持管理費の増加

老朽化に伴う経費が増大していくことが想定されるため、計画的で効率的な改築を進めていく必要があります。

(2) 地震などの災害に対する施設の脆弱性

災害に強く、持続可能な下水処理を行うために、老朽化対策に加えて地震対策についても進める必要があります。

(3) し尿処理施設に係る問題など

老朽化したし尿処理施設については、効率的で安定的な稼働を継続するため、計画的に更新していく必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理に負担がかかる異物の混入等を防止するため、利用者への注意喚起が必要となっています。

第4節 生活排水の処理主体

1. 収集区域の範囲

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、本市行政区域内全域とします。
公共下水道は、恵庭市公共下水道事業計画に基づき整備を行います。

2. 収集運搬、処理の方法

本市における生活排水の処理主体は、表3-4-4-1のとおりです。

表3-4-4-1 生活排水の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	恵庭市
(2) 合併処理浄化槽		
(3) 生ごみ・し尿処理場（前処理）	し尿及び生活雑排水(生ごみ)	

第5節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理の計画

(1) 生活排水の処理の計画

本市の生活排水処理率は、令和7年度及び12年度には生活排水処理率をそれぞれ99.0%、99.1%とします。

表3-5-1-1 し尿・浄化槽汚泥に係る計画処理量

区分		生活排水処理目標		
		R4(2022)	R7(2025)	R12(2030)
行政人口	人	70,069	69,825	68,851
公共下水道処理区域内人口	人	68,412	68,149	67,199
公共下水道水洗化人口	人	68,302	68,013	67,065
処理区域外人口	人	1,607	1,676	1,652
区域外合併処理浄化槽人口	人	1,008	1,078	1,158
区域内合併処理浄化槽人口	人	5	3	3
し尿人口	人	611	588	482
下水道処理人口普及率	%	97.6	97.6	97.6
下水道水洗化率	%	99.8	99.8	99.8
合併処理浄化槽普及率	%	62.7	64.3	70.1
生活排水処理率	%	98.9	99.0	99.1

(2) 公共下水道

公共下水道は、恵庭市公共下水道事業計画に基づき整備します。公共下水道処理計画区域は、主に市街化区域で構成されており、汚水管の整備率は99%と概成しています。今後は、行政人口の減少に伴い、公共下水道処理区域内人口も減少する見込みですが、水洗化率は維持できる見込みです。

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道処理区域外では、近年の整備実績（公共下水道処理区域外における水洗化希望件数など）を鑑み、合併処理浄化槽の設置を毎年5基の計画で進めることとします。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

- ・収集運搬計画に関する取組み

生活圏から発生するし尿・浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、収集運搬体制の効率化・円滑化を図るとともに、収集運搬業者への指導を徹底し、快適で安全な生活環境を保全します。

(2) 中間処理計画

- ・中間処理計画に関する取組み・方法

計画処理量に十分対応できる「し尿処理施設」において、前処理するものとします。

下水終末処理場では地域バイオマスとして受け入れ、生ごみとともに下水汚泥を混合処理することでより多くのバイオガスを発生させ発電を行います。

また、焼却施設の排熱を利用する汚泥乾燥施設を運用し、汚泥重量の減量を図ります。

(3) 最終処分計画及び資源化有効利用計画

- ・最終処分に関する目標

焼却後の乾燥汚泥は焼却灰として埋立処理し、乾燥汚泥以外の汚泥は、肥料及びセメント原料として資源化します。

3. 住民に対する広報・啓発活動

- 目に触れる機会の少ない生活排水処理の役割・必要性について、市民の理解熟成を図ります。
- 良好な水辺環境を保全するため、特に下水道処理区域外における合併処理浄化槽の整備促進を働きかけます。
- 処理施設への負担を軽減するため、異物混入に関する注意喚起を行います。
- 市の所有物ではない単独処理浄化槽の利用者に対しては、法定点検や改善などの指導を行います。

恵庭市一般廃棄物処理基本計画

令和5年（2023年）～令和12年（2030年）

令和5年（2023年）12月 改訂

編集・発行/恵庭市生活環境部
ゼロカーボン推進室廃棄物管理課
〒061-1498 恵庭市京町1番地
0123-33-3131
haikibutsu@city.eniwa.hokkaido.jp